

東  
亞  
五  
十

館 書 圖 京 東

館 書 圖 京 東

	10	架	函	屬	類

八  
八

仲  
氏  
志  
本

門人河井與義謹記

明治九年圖書局發行

此卷は神武天皇御軍を率て大和に入給ふ時神教を得て天神地祇を祭り、高皇產靈尊の爲に顯齋<sup>カミヤヒ</sup>と<sup>カミヤヒ</sup>群賊を平け又皇祖の詔に隨て神祇官八神殿と建て又靈時を立て皇祖天神の恩賴に報奉りし事崇神天皇の神威を長みて天照大御神倭大國魂神を倭笠縫邑に移<sup>カミヤヒ</sup>齋ひ神璽の鏡剣を模造し、大物主神天御柱命國御柱命香島大神等の神護に因<sup>カミヤヒ</sup>社を建て祭を行ひ、神地神戶を定め八十萬群神を治め祭り給ひしかば天下悉治り垂仁天皇出雲大神に御教たまふ<sup>カミヤヒ</sup>皇子譽津別尊を<sup>カミヤヒ</sup>神社を拜ま<sup>カミヤヒ</sup>給ふ<sup>カミヤヒ</sup>皇子真言問給ひ又倭姫命を大御神の御杖代として伊勢之齋鎮め奉り始め<sup>カミヤヒ</sup>禰宜と置き<sup>カミヤヒ</sup>事當時威武を耀<sup>カミヤヒ</sup>給ふ時には必<sup>カミヤヒ</sup>神祭を<sup>カミヤヒ</sup>給ふ<sup>カミヤヒ</sup>風俗なり<sup>カミヤヒ</sup>事景行天皇筑紫<sup>カミヤヒ</sup>巡幸して神を敬ひ日本武尊蝦夷と平けに<sup>カミヤヒ</sup>

時神、朝廷を拜給ひし事。成務天皇の朝、國造縣主と定られしが、其族天神地  
祇の裔に云々。民を治め神を敬ひし事。仲哀天皇の朝、皇后神教より依て、新羅  
を御奴國と仕奉らる。墨江神を彼國と祭りて、威靈を被らる。廣田生田  
長田住吉神社と建て、爾保都比賣神を祀伊に祭給ひ、雄略天皇の朝、豐受大  
神と伊勢山田原に祭り、顯宗天皇の朝、日神月神人に遷りて、高皇產靈神天  
地を預鑄造給ふ由諭給ひ、欽明天皇の朝、高麗と云て大己貴神を祭らる。  
めし事、物部中臣の二氏佛法の害を慨りて、蕃神を祭る可ら受と諫奉りし  
事。孝徳天皇改新代政、皇祖天神の跡に遵て制給ひし事。此時より古風大よ  
廢れし事。天武天皇の朝、相嘗新嘗の神に幣帛と奉り、伊勢兩宮二十年造替  
と始られし事。文武天皇の朝、大幣月次祈年の名見ゆ。元明天皇の朝、大  
嘗の制を増損。神祇の令制大に備。聖武天皇の朝より、宇佐八幡大神を  
崇め給ひ、又妖僧行基本垂迹の説を唱ひし事。孝謙稱徳天皇の朝、八幡神

よ位階封戸位田を奉り、又和氣清麻呂八幡大神の神教と受し事。桓武天皇  
の朝、高橋安曇神饌供奉行立の次第と定め、祭祀の違例を正し、祈年奉幣の  
制を改め、夜祭と禁め、大中小の祓と設け、又神祇の典禮を改張給ひしか  
ど、石上神社の器仗を移して、神崇ありし事。平城天皇の朝、中臣忌部の訴訟  
を斷められし頃、忌部廣成神祇衰替を歎き、古語拾遺を献りしに、其後貞  
觀に祭禮の儀注あり、延長と神祇式あるは、廣成の言を用ひ給ひしなるべ  
き事。その内に朝廷にして神を敬ひ給ふ時、世を安らうと平治り、神を疎  
畧よし給へば、甚じき禍害の起る理ある事をも含め、詳よ記とせしり。

神祇志料卷之二

常陸 栗田 寛 編輯

神祇二

上古天神高皇產靈尊天地を鎔造給ふに功業を致し伊弉諾尊伊弉冉尊天下を修理治め給ひ天祖天照大御神高天原を馭し給ふに及て素盞鳴尊大己貴命相繼ぐ其未だ成終給はざる處を作堅め給ひき故天祖三種の神寶を皇孫瓊々杵尊に授て天日繼に御璽とせし天降らるる奉りしより諸部神等みな天神の詔の隨に歴世相承て各も神器の側に仕奉りき日本書紀古事爰に天祖五世の皇孫神倭伊波禮昆古命諸皇兄及皇子に詔曰昔我天神高皇產靈尊

神武天皇

大日靈尊此豐葦原瑞穗國を以て我天祖彥火瓊々杵尊に授け給ひしより今に至りて遼遠地猶未だ王澤に露はざ故東方に都つくりて天業を弘てむと詔ひ即皇軍を帥て筑紫國より中州に入坐し長髓彦と孔舍衛坂と戦ふ時に皇

兄五瀬命其痛矢串三字據古事記を負きて御軍得進まざ故伊波禮昆古命詔く吾は日神の子孫とて日に向て戦ふ事不良故暫退す神祇を禮祭り背より日神の威靈を負て御影の隨と壓躪てむと詔く軍を還給ふと寇等又逼奉らざり日本其處より廻幸て紀國熊野村に至坐る時大熊勢鬚髮に作る誤れり熊野縁記に據出入とつゝ即失ぬ爾神倭伊波禮昆古命倏忽遠延まると及御軍皆瘁て伏き此時熊野之高倉下一横刀を齎て天神の御子に伏せら地より參來る時天神御子即寤坐て長寢しつゝ乎と詔ひき故其横刀を受取給ふ時に其熊野山の荒神自ら皆切仆とて其惑伏せら御軍悉に寤起たりき故天神御子其横刀を獲つら由を問給へば高倉下答曰已夢に天照大神高木神二柱神の命以て建御雷神を召く詔はく葦原中國ハ甚く喧擾て有けり我御子等不平坐らし其葦原中國は專汝が言向つる國なれば汝建御雷神降りてよと詔き爾答曰僕降らざると專其平國之横刀あれば降とてむ此刀を降

こむ狀ハ高倉下が倉頂と穿る其より階入むと白給ひき故建御雷神教へ給はく我刀斷を今汝が倉中へ階入む故建御雷神以下故阿佐米余玖汝取持天神御子に獻れと教給ひき故夢教のまゝと旦巳が倉を見らば信に横刀ありき故是横刀は獻らよとと奏しき於是亦高木大神の命以て覺白と給はく天神御子此より奥方より莫入坐る荒神甚多かり今天より八咫鳥を遣せむ故其八咫鳥引道てむ其立む後より幸行へしと教給ひき故其教覺の隨に其八咫鳥の後より幸行らば吉野河の河尻に至り坐し其地より又宇陀に幸と古事記爾高倉山嶺に登りて瞻望給ふに八十梟帥兄磯城等の賊虜屯居て通り坐べき處なし故是夜祈て御寢坐る夢に天神訓曰天香山社中ハ土を取りて天平瓮八十枚を造り又嚴瓮を造りて天神地祇を敬祭り亦嚴咒盟とせば虜自ら平伏なむと詔給ひき故其御教の隨に爲給はむとす是時弟猶亦御夢に如白しとらば即其境を取て平瓮嚴瓮を造り丹生川上の五百箇其

坂樹と拔取て天神地祇を祭り又咒詛の術をし給ふに皆御心の如くなりき故大喜きて吾必は鋒刃に威を假らば坐す天下を平なんと誓ひて諸神を祭り給ひき神を祭るに嚴禿の置物ある事此は始る時道臣命に詔曰吾今高皇產靈尊れ爲る顯齋せむ汝齋主たきと詔ひて嚴媛と云號を授け火を嚴香來雷水を嚴間家女根と嚴稻魂女新を嚴山雷草と嚴野槌と名けて祭を行給ひ即其嚴禿の根と嘗て御軍勅を出給ふ八十泉帥兄城城兄狹長髓彦等皆服從て中國悉に治りき日本又天日別命に標劍を賜ひ伊勢に遣して伊勢津彦神を國避しめ其大國玉神を崇祭り荒神を伐平とめ給ひき伊勢風土記此天日別命ハ伊勢國造等が祖也舊事如此神を敬いつく不伏人等と稱平給ひて都を畝傍の橿原に定給ふ時皇祖大神の詔に従て神籬を樹て八柱神を祭る即神祇官八神殿是也神祇以下天太玉命の孫天孫命大皇鏡劍を捧けて正殿に安置奉り天兒屋命の孫天種子命天孫命を奏し舊事本紀宇摩志

崇神天皇

麻治命布都主大神を殿内に齋奉り又天璽瑞寶を以て天皇の爲に鎮祭りき舊事本紀爾に天皇詔曰朕諸庸等を既く平定訖ぬる事ハ我皇祖れ神靈天原より降鑿坐す朕を助け給ふ故にこそと詔て靈時を鳥見山中に立て皇祖天神を祭り給ひ日本又徧く群神を祭る其息齋に答奉りき舊事本紀此時に當り神器大殿に坐す神と帝と未だ相遠らば皇宮神宮常は一つなりしかば宮内に齋藏を建て齋部氏を其職に任し國々の調物を納めて神物と官物の分別なく天種子命天富命專神事を掌り兼る朝政を掌り祭と政と二つならざるを以て惟神なる道自ら天下に行れき參酌日本書紀舊事本紀御間城入彦五十瓊殖天皇深く神祇を崇重給ひ皇祖の訓に遵て常々天業を経綸の御心坐しうご疾疫多に起り人民死て盡なむとすを憂坐て神を請奉りて其罪を祈申と漸く神威を畏る是よりとき大殿に祭奉れる天照大御神倭大國魂神と一牀に住を安らぬ事と思はて更に齋部氏をして伊斯許理度賣神天目

一箇神の裔を率ゝ鏡劔と模造らゝめて護身に御璽を爲給ひき是は踐祚に  
 厭ふ神璽之鏡劔也日本書紀更字仍て磯城神籬を倭笠縫邑に建て神鏡靈劔  
 を遷三天照大御神を豊饌入姫命と託奉り倭大國魂神を淳名城入姫命に託  
 て齋祭らゝむ日本書紀其夕宮人みな參集て終夜宴樂を古語かくて猶其災  
 害の起れる由を知むと思て神淺茅原に幸て八十萬神を會て卜問給ふ時  
 神ありて倭迹々日百襲姫に憑て詔曰天皇國の治らぬ事を莫思まを能  
 我を敬祭給はば自平きなむ我は倭國に所居神大物主神と誨給ふ隨に祭祀  
 つれど猶驗あらざりき日本書紀爾天皇愁歎て沐浴齋戒を殿内を深めて祈り曰  
 く朕神を敬ふ事の未だ至らぬ所ありて祭を享給はざるにや夢裏に其由を  
 誨給へと詔て神牀に坐る夜大物主神御夢を顯して曰く是は我御心之故  
 大田々根子を以て我御前を祭らしめ給はば神氣起らば國安平なむと告給  
 ひき日本書紀神牀時倭迹速神淺茅原目妙姫大水口宿禰伊勢麻績君三人  
 以下古事記

共に奏とく昨夜一貫人あり大田々根子命を以て大物主大神を祭り市磯長  
 尾市を以て大國魂神を祭らしめば天下大平なむと誨給へりと白と日本書紀  
 是以驛使を四方に班て大田々根子と云人を求る時に河内の美努村日本書紀  
 茅渟縣陶に其人を見得て貢進りき古事記爾天皇親ら神淺茅原に臨幸諸王卿  
 邑より作り記八十諸部を集て其大田々根子に汝は誰子ぞと問給ひき日本書紀僕ハ大物主大  
 神陶津耳命の女活玉依昆賣に娶て生子名櫛御方命の子飯肩巢見命の子建  
 瓊槌命に子僕大田々根子と白し於是天皇大歡給ひて天下大平人民榮な  
 むと詔て物部連祖伊香色雄命に命て天之八十昆羅訶と送り古事記物部連  
 祖據日本書紀  
 神物班つ者と爲むと卜ふよ吉し又他神を祭らむと卜ふよ吉らば故物部八  
 十手が作る祭神の物を班て大田々根子命を大物主大神の神主とて長尾市  
 と倭大國魂神の神主とし然て後に他神を祭らむと卜ふよ占合き仍て天  
 神地祇社及神地神戶を定め奉り又宇陀墨坂神に赤色楯矛を祭り又大坂

神に黒色楯矛を祭り又八十萬群神坂之御尾神河瀬神まで悉に遺忌なく幣帛を奉り給ひ紀古事記又此御世よ五穀と始て天下の公民の作物と草叶片葉と至るまで一年二年よあらざ歳まわく傷へるが故よ物知人等の卜事きて卜へとも出る神の御心も無と聞食て天皇詔く神等をば天社國社と忌ふ事なく祭り奉ふと思行はずと誰の神ぞ天下の公民の作りと作物とを成さど傷へる神等は我御心ぞと悟奉れと祈賜へる大御夢に悟奉らく如此惡風荒水に合せつゝ傷へる我御名ハ天御柱命國御柱命と申して楯戈御馬等の物を備へ我官を定奉らば天下五穀を悉と成幸奉らむと悟給ひ喜式又香島大神ハ大坂山の頂に降り坐て我前を治奉らば汝治看國と大國小國事休し給ひむと教給ひ常陸風雨天皇即龍田神社と建之を祭り又幣帛を奉り神戸を定て鹿島宮に仕奉り延喜式常此に因て疫氣悉息五穀成熟て國家安平き凡神戸神地を定め矛楯以て神を祭り又男弓弭之調女手

垂仁天皇

未之調を貢らとめて神祭に熊皮鹿皮角布等を奉る事即此よ起れり日本書紀參取古活目入彦五十狹茅天皇の御世皇子譽津別命八津彥曾前に至りて其事問給はざりしかば天皇其を思賜ひて御寢坐る御夢に覺と給はく我官と天皇の御殿の如修理給はば御子必眞事とはむ如此覺と給ふ時に太占よ占へて何神は御心ぞと求るよ其崇は出雲大神の御心なりき故其御子をしと其大神の官を拜とめに遣給はむとす是時と離人を剛しめハ吉と占ふに曙立王トに食り故曙立王と科せて祈誓白と云むらく此大神を拜むと因と誠驗在は此鷲巢池よ住る鷲やうけひ落よ如此宣ふ時に其實地に墮て死き又誓生よと宣給へば夏と活ぬ又甘藷前なる葉廣熊白楯を宇氣比枯し又誓生とき爾其王に倭老師木登美豐朝倉曙立王と云名を賜ひ即曙立王苑上王二柱を其御子に副と遣と時に那良戸より跋盲遇む大坂戸より跋盲あは心唯木戸ぞ跋戸の吉戸とトへて出雲と到坐て大神を拜就て還上り坐時よ



其事間給ひとらば即其由を覆奏しき故天皇歡喜て菟上王と返きて神宮を  
造らとめ給ひ古事記又阿麻乃彌加都比女神も皇后の教きて吾爲に祝を充給  
はば皇子能事間も亦御壽長からむと白給ふ體に日置部等祖建國君を遣  
きて尾張國吾饒郡に社を造らとめ給ひ釋日本紀引此後天皇阿倍武渟川  
別命和珥彦國草命中臣大鹿島命物部十千根命大伴武日命五大夫に詔曰我  
先皇御間城入彦五十瓊殖天皇御聖聰達と萬機を統治め神祇と禮祭給へ  
ると以て人民富足て天下太平なりき故今朕世に當て神祭を怠るべきにあ  
らざと詔玉ひ日本書紀此時豐邦入姬命老給へると以て皇女倭姬命を天照大  
神の御杖代とて即大神を頂奉りて願給ふ國と求奉る時に美和の御諸官  
より發て出坐しき故其五大夫を御送驛使として令入坐時に宇太比阿貴官  
と坐と次佐波多官と坐時大倭國造等神田神戶と進りき次伊賀穴穗官  
に坐と次阿閉拓殖官に坐時伊賀國造等神田神戶を進りき次に淡海坂田官

と坐と次に美濃伊久良賀官に坐と次に伊勢桑名野代官に坐時伊勢國造祖  
建夷方命神田神戶を進りき次河曲鈴鹿小山官に坐時川俟縣造祖大比古安  
濃縣造真桑枝並と神田神戶と進りき次壹志藤方片樋官と坐時壹志縣造祖  
建皆子飯高縣造乙加豆知並と神田神戶と進りき而きて飯野高宮と坐時佐  
奈縣造御代宿禰神田神戶と進り多氣佐々牟延官に坐時竹首吉比古即櫛田  
根椋神田を進りき次に玉岐波流磯官と坐し次度會國佐古久志呂宇治家田  
田上官と坐時宇治土公遠祖大田命此伊須々乃川の川上に好大官處ありと  
申と即倭姬命見とないしと好大官處定期ふ時に天照大神に詔以て是神風  
に伊勢國ハ常世之浪重浪歸國傍國可憐國也故是國に居まぐ欲すと詔ふ隨  
に齋宮と五十鈴川上に興つ大神以下日本書紀之と佐久久斯侶五十鈴宮と  
云ふ古事記爾有奈鳥墓村と神痔と造りて雜神政所とし荒木田神主遠祖國摩  
大鹿島命の孫天見通命と禰宜と定給ひき延曆儀是時倭大國魂神穗積臣祖

大水口宿禰に謫給ばく、大初之時、天照大神ハ悉ク天原を治看し、皇御孫命ハ專ら葦原中國に八十瓊神を治せ、我ハ親ら大地官を治むと言訖給ひぬ。然るに御間城天皇神祇をば祭りつれど、其根源を微細を探り給はて、枝葉のみ治め坐と故に、其天皇短命し給へり。今汝御孫命先の過を悔て、慎祭り給はば、壽命延長、天下も太平ならむと詔ひき。爾天皇中臣連祖探湯主と勅して、誰人と坐て祭らしめむと卜問ふに、淳名城稚姫命卜食き、故神地を穴磯邑に定め、此神を大市長岡岬に齋祠らしむる。稚姫命瘦弱て祭に得堪ざりたりば、長尾市宿禰を以て之を祭らしめき。日本書紀一説又此天皇兵器を神幣と爲むと卜ふに、卜食き、故弓矢横刀と諸神社を納奉り、更に神地神戸を定め、時を以て神を祭らしめ給ひき。○按本書兵器を以て神を祭事、此は始るとす、されども非と姑附て、初珠城朝布都大神社を大倭石上邑と建て、饒速日命の天より受考と備ふ。初珠城朝布都大神社を大倭石上邑と建て、饒速日命の天より受來と天璽瑞寶とも稱め齋て石上大神と申しき。初珠城朝以舊事本紀此に至て五十瓊

景行天皇

敷命を茅渟鬼砥の川上と坐せて、横刀一千口を作らとめて、神宮を藏奉り給ひ、即五十瓊與命を其神寶を主らしめき。其後妹大中姫に我老にたれば、今より汝神寶を主れど命を給ふ時、我ハ手弱女なり、何て天神の神庫を登らむと辭申し、物部十千根大連に治しめ給ひき。日本書紀蓋祭祀を掌るは、政の本なり、けせば古へ尤も之を重みして、武き威靈を耀と給ふ事も、又自ら其の中に合へり、是を以て神を祭ると坐て、弓矢太刀を神社に納奉り、寇を撃給ふとして、忌尊を居て神を崇め奉りき。斟酌日本書紀故大吉備津日子命として、吉備國を言向給ふ時は、針間水河之前に忌尊を居、大彦命を坐て彦國尊王を撃しめ給ふ時は、和珥武録坂上に忌尊を鎮坐て神を祭りき。日本書紀大足忍代別天皇筑紫豐國を巡見と、其土蜘蛛等を伐時は、志我神直入、物部神直入、中臣神を祈り、日本書紀高羅行宮より還幸とて、基肆國に至坐時は、其御鏡を長岡神社に獻り給ひ、肥前風土記日本武尊蝦夷を平服奉る時、伊勢大神の神朝廷

を拜奉り其姊倭姬命の授坐る草薙劍を取佩きて即東方十二道の荒振蝦夷等を平伏訖て其捕虜を大神宮に奉りき日本書紀爾に倭姬命此蝦夷をば神宮に近くべららんと詔ふを以て即三諸山傍に移らるめき三諸山は大物主神の鎮坐る神山也日本書紀其明神は威靈に依て威武を耀え神祇を敬ひて虜人を鎮る事此の如し然るに吉備穴濟神難波柏濟神の如き人を害ふ山河荒神とば日本武尊また皆言向知はし伐滅して水陸の徑を開き給ひき日本書紀古事記如此甚大なる功烈坐ますが上に威靈を神劍に留給へるを以て即神と崇奉りき此は尾張熱田大神也日本書紀古事記熱田緣起此大神の皇兄第凡八十王を坐げり初權原朝に國造稻置を置給ひとより此に至て其七十七王等ハ悉く國々の國造又和氣稻置縣主と別給ひ日本書紀古事記舊事本紀稚足彦天皇は御世大國小國の國造及縣々の稻置を定給ふと及て各矛盾を賜ひて表とせしめ給ひき日本書紀古事記此時は當て所謂國造みな天神地祇帝皇は裔よしと各其祖神を祭りつ

成務天皇

其民を撫治ふを以て民みな其祖先を敬ふ事を知り矛盾の表を執て其不順者を和し懐くる時ハ人みな天皇の教化を仰ぐ事を知る故是以て朝廷の大御祭にハ臣連伴造國造各もく其祖神の仕奉る職を忘るゝ事なく天下の心を華め天祖神を祭ると以て八洲の廣き蒼生の多き天祖天神の威靈を畏み天皇の恩德に薄ばざる者あらざりければ天祖天神を又能天下の福祥を降して神威を海表に耀え給ひき日本書紀古事記舊事本紀新撰姓氏錄大要足仲彦天皇筑紫詞志比宮に坐して熊襲國を征給ひむとせし時ハ其大后息長足姬命ハ當時神託給へりき天皇御琴を控して建内宿禰大臣沙庭に居て神命を請奉り

仲哀天皇

於是大后神託して言教覺え給ひつらくは天皇や熊襲の不服ととを勿憂給ひて是ハ齊肉之空國也此國に勝れざる寶國あり美女の眉引如何津國なり眼炎金銀彩色多國也其國名を榜奈新羅國となしといふ吾御前を祭り給はば昔舉せて其國必だ服なむ熊襲を服從なん其祭にハ天皇の御船と穴門直

踐立が厭れる田名は大田と是等の物を幣帛と爲給へと詔給ひき爾天皇御  
 答白し曰く高地に登りて西方を見れば國土は見えど唯大海のみとあり  
 大虚に國有めや誰の神ぞ詐りせずは又我皇祖等神といふ神は皆祭り給へ  
 れば道も神あらめやと詔ひて御琴押退て控給はせ臥坐ぬ爾其神大忿  
 詔天津水影など押伏て我見ふ國を何を國なと云て我御言を謗給へる汝  
 命伊如此言て遂に信給はば凡此天下は汝れ知すべき國の非は汝は一道  
 に向ひ坐と詔給ひき參取日本書紀古事記於是建内宿禰白しけらく恐し我天皇猶其  
 大御琴遊せと白き爾稱其御琴を取寄てなまきに彈坐けるに幾とあらせと  
 御琴の音不聞なりぬ即火を舉て見奉れは既崩坐との按天皇崩御諸説  
じを定難しその説既爾驚懼て殯宮に坐奉りて更に國の大庭を取て生轉逆  
斜に罪の類を種々求て國の大庭とて更齋宮を小山田邑に造り大后自ら神  
主となりて齋宮に入坐と亦建内宿禰は御琴彈とめ中臣烏賊津使主を審神

者とし千緒高緒を琴頭琴尾と置て神命を請奉りき更齋宮以下日本書紀於是教覺し  
 給ふ狀具先の如くして凡此國は汝命に御腹に坐御子の所知國也と教覺  
 給ひき爾建内宿禰恐て我大神其御腹に坐す御子伊何皇子と白せば男  
 子と詔ひき古事記爾具に請奉りけらく今如此言教給ふ大神は其御名を知  
 まく欲と白と七日七夜に逮て答曰是は神風伊勢國の百傳ふ度遇縣の折餘  
 五十餘宮に居神名は撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命古事記は御心也亦  
 神ありやと白せば幡荻穗と出し吾尾田吾田節之淡郡所居神あり按本書  
前後恐くは脱誤あらむ又下文に据て稚日女尊の神名ある又於天事代於虚  
べきに似たりとれども未だ明證を得て姑附て考を俟つ  
 事代玉鏡入彦嚴之事代主神ありと答給ひき故又有やと問奉るに有や無や  
 知らせと答給ふ時に審神者今答へ給はせて後更に告給ふ事あらむやと白  
 せば答給ひつらく日向國橘小門の水底に居て水葉稚に出居神名は表筒男  
 中筒男底筒男三柱大神あり日本書紀三柱今寔に其國を求めむと思ほとば  
 大神據古事記

天神地祇亦山神海河諸神悉に幣帛を奉り我が御魂を御船上坐す其木灰を瓢に納れ亦箸と葉盤を多に作り皆々大海に散し浮て渡り坐べとと詔ひき古事記故神語を承りて御教に隨ふ之を祭り即吉備臣祖鴨別として熊襲を襲しむるに忽ち順服其後大后に爲る所皆神驗あらざり事なし故神教の驗ある事を知食て更に神祇を祭り神田を定めて仰ふ時備河水を神田に潤むとと溝を穿るに迹鷲岡に大磐塞て水通らざり武内宿禰を召て鏡劍を神祇に捧て禱祈奉らむと雷電霹靂して其磐を蹶裂とらハ溝水自ら通りき又諸國に詔て船舶を集め舟楫を練ふるに軍卒集はざりしと神の御心ならむと詔ひて大三輪社を建て刀矛を奉る軍衆自ら集ひき既とて三柱大神の神誨の隨ち荒魂を招奉りて御軍の先鋒とと和魂を請と皇船の鎮とし日本書紀又國堅大神の御子爾保都比賣命の神教たまふに其神の賜へも亦土を天に逆鋒と塗りて神舟の艦舳に建て御船及皇軍の甲衣に染め

海水を攪濁して釋日本紀引皇軍を整へ皇船を連並て度幸す時海原の魚ども大なる小き悉に御船を負て渡りき爾順風大に起て御船浪の隨ち往つ故其御船の波瀾新羅國と押騰りて既ち國半まで至りき於是其國主畏懼て吾聞東方に神國あり日本といふ又聖王あり天皇と申せり思ふに必其國の神兵也故禦奉るべきあらざと吾聞以下日本書紀即奏言けらく自今以後天皇の命たまに御馬甘として毎年船並て船腹乾乾船楫干と天地の共常磐に仕奉と白しき故是以新羅國をば御馬甘と定給ひ百濟國をば渡屯家と定給ひき即墨江大神の荒魂を國守神と鎮祭りて還渡坐き故其政未だ竟給ハざり間に懷妊皇子臨産としつ即御腹を鎮給はむ爲に右を取して御裳の腰に纏して筑紫國に渡來坐とぞ其御子に生坐け古事記於是御軍に從坐し三柱大神大后に御誨まを以て其荒魂を穴門山田邑に祭らとめ即京に上り向時に御船海中に廻て得進まざ更も務古水門に還坐て卜給ひき爾天照

大神我荒魂ハ皇居に近く坐べららず御心の廣田國に坐べしと誨給ひ稚日女尊を吾は活田長峽國に居べしと誨へ給ひ事代主尊も吾をば御心長田國に祠り給へと教給ひ表筒男中筒男底筒男三神吾和魂は天津の淳名倉の長峽と坐て往來船を看べしと誨給ふ隨ふ鎮り坐おめ給ふかは平げく得度り坐日本書紀此時汝賣神に依る其神を美奴賣浦と祝祭り神船を奉り給ひ攝津風又其餘保都比賣命をば紀伊國管川藤代の峯と鎮奉りき播磨風爾天土記皇を河内國と奉奉りて後建内宿禰太子を率奉りて御諫せむと云淡海及若狹國を經し時に高志前の角鹿と假宮を造りて坐奉りき爾其地に坐る伊弉沙和氣大神の命夜夢に見て吾名を御子に御名も易ましく欲と詔ひき故言禱て恐る命の隨に易奉らむと白き伊弉沙和氣神ハ即氣比大神也於是還上坐る時に其御祖息長足姬命待酒を醸る太子に獻らむと酒樂の御歌よみ給ひき日本書紀此後新羅國百濟の貢物を奪ふ時太后及譽田別尊天神

履中天皇

と祈奉らく誰人を新羅と遣しとば其罪を推問得なむと白し給ふ時に天神命以て武内宿禰に議とめて千熊長彦を使とせば所願隨ならむと誨給ふ故に千熊長彦として新羅と責問しめ又其七國を平定て百濟王と賜ひしかば西蕃益順服奉りき日本書紀凡て古への天皇命等内には八百萬神を齋祭り給ひ外にハ嚴き皇威を耀し坐を專と爲給へを以て其功業既此の如し然ども少しく其祭を怠り給ふ時ハ神崇忽に至る者あり日本書紀古去來穗別天皇の御世筑紫坐宗肩三柱神宗肩二字據釋宮中に顯坐て何我民を奪給へる吾今汝に慚見せてむと誨給ひけに天皇禱り坐るのみにして祀り給はざりしが大虛と聲ありて劍太刀太子王又鳥往來羽田汝妹ハ羽狹に葬り立往ぬと呼はりき既よして皇妃黑媛俄と薨ぬる事を畏給ひて更其由を求むるに車持君其神戸の車持部を奪ふ故ならむと申しき故悉く其車持部を召舉て三柱神に分奉りてと明年に至て天皇崩り給ひ日本書紀穴穗天皇

安康天皇

雄略天皇

神床に坐けり時、皇后は膝を枕とて、書御寐坐とらば、眉輪王の禍を罹り給ひき。古事記 其威靈の恐く坐とて此れ如き畏れて敬ひ奉らざるべけむや。大泊瀬幼武天皇御世、凡河内直香賜を遣はる。曾方神を祭らとめ、尋々天皇親ら新羅を伐給はむとせと、神誨あるを以て、其事を果と給はと其未年に至て、天照大御神御夢に誨覺給はく、吾高天原に坐て見と求給はと處に鎮り坐ぬ然れども、吾一所のみ坐ば甚苦とく、大御膳を安く聞食し坐ざる故に、丹波國比沼の真奈井に坐て我御饌都神等由氣大神と我許もがと誨覺奉り給ひき。由止氣宮儀 時に天皇驚悟給ひて、度會神主等先祖大佐佐命を召て使とて、布理奉とて宣き、仍退往て布理奉りて、伊勢國度會山田原下石根の宮柱太知立高天原の千木高知て齋奉り始めき。此は今豐受宮大神也。止由氣宮儀式帳皇紀度會氏系圖。○按倭姬世記、倭姬命神誨を得て、大爾天照大御神又宣曰、我御祭に仕奉る時は、先豐受宮を祭りて後に、我宮の祭事に仕奉り、彼宮禰宜に

顯宗天皇

ハ天村雲命は孫神主氏と定て仕奉らしめよと教給ふまに、豐受宮の側に御饌殿を造り、毎日朝夕御饌物を調備奉りて、天照大御神に仕奉らとめき。太神宮又此御世に、大和高鴨神を土佐國に遷し奉らしむ。所謂土左大神也。日本雜事記 書紀續日本紀弘計天皇の御世、阿閉臣事代任那に使されし時、日神月神人に着て謂く、我祖高皇產靈尊、天地を預銘造ましと御功あり、民地を奉らべし。若請しの隨に獻らば、我福慶てむと詔ふを以て、神田を寄奉りき。日本書紀 尊伊弉冉尊ハ此神の詔命に依て八百萬神を生成して、天下を修理固給ひ、又此神に子思金神をしは種々の思慮しめ、少彦名神は大己貴神と相並ばし。此國土を作堅とめ給ひ、或ハ豐葦原の荒神を言向しめ、或ハ御孫命を天降し坐とみ、みな此神の詔命に依る時、其天地を銘造し功尤大なり。日本書紀 古事記 遺大意 而も天神地祇みな能其威靈を顯と功德を施とて、天下に福祥給ふ故に、天皇は直く正とせ、惟神なる道のまよなく、皇神を敬と其徳と報奉り、

欽明天皇

皇后皇子等神主となり、忌人となりて、其政を扶け給ひ、臣連伴造百八十部、緒  
 其典禮を畏み奉りて、各々其遠祖を忘るゝ事なく仕奉るを以て、古よ  
 り以來外國の言痛教、邪なる道はあらざりて、海表の御宅國とも、此國神を祭  
 らしめ給ひき。參酌日本書紀古事記令義解新天國推排廣庭天皇の御世百濟撰姓氏錄萬葉集延喜式大意 王新羅人に殺せられし時、大臣蘇我稻目宿禰其國を諭しけらく、昔大泊瀨天  
 皇の御世に、汝國高麗より逼らえて危かりき、其時天皇神祇伯之命、策を神  
 祇に受給はりて、神祝者に託し報日けらく、邪を建ち神を請奉りて、今亡な  
 むとぞと王を救給はば、其國寧謐にして、人物安らんと申す、神語の隨て往  
 て救はれめつるに、果して治りよき、其所謂建邪之神とは、天地剖判之代草木  
 言語之時、天降り坐る國家を造り給へる神也。○按釋日本紀云、造國然るに汝家之神は大己貴神也 然るに汝  
 國其を齎て祭らざりしを、從今後さき、汝國を改めて神宮を修理て、神靈を  
 齋奉らば、國昌なむと教給ひき、任那日本府をも又神祭の事ある時、明神の威

敏達天皇

靈遠く外蕃に及ぶ者、又見るべし、是よりさき、佛教始る中國に參渡來し時、天  
 皇之を禮奉るべきや否を、群臣に問し給ふに、稻目宿禰は西蕃諸國みな之を  
 禮り、豊秋津日本のみ何て背き給はむと奏しつるを、物部大連尾輿、中臣連錄  
 子共と奏曰、我大皇國所馭天皇は、常に天神地祇百八十餘神を春夏秋冬の祭  
 拜給ふ事を專とは爲給へるを、今改て蕃神を拜奉らば、國神御怒まこと、心事恐  
 しと奏しければ、天皇其佛像を稻目に授て、禮拜せよと給ふ、其後疫氣多起り  
 て、民死亡き、爾尾輿錄子又奏さく、禱を奏せよ言を用給はざるは、因て此禍な  
 るある、今速く佛像を棄給はば、福慶坐ましなむと奏さき、故有司に詔して、  
 其佛像伽藍を燒滅し、投棄しめ給ひき。日本書紀 此後天下舉國風吹雨零、百姓愁  
 悲しみけり時、卜部伊吉若日子に勅きて、卜へしめ給ふに、乃賀茂神の祟也と  
 卜奏さき、仍四月吉日を撰て、能禱祀らしめ給ひしかば、五穀成熟て、天下豊平  
 となりき、賀茂祭此より始り。本朝月令引奈氏本淳名倉太珠敷天皇の御世、蘇我系帳袖中河海鈔



用明天皇

馬子又甚く佛法を好み、佛像を禮拜し、國內又疫疾行て、民死る者多りき。爾物部弓削守屋大連、中巨勝海連共に天皇を諫奉りて、其佛像佛寺を燒滅さむ。橘豐日天皇位に即給ふと及て、神道を尊まし、猶佛法を信給ひき。二年磐余河上に新嘗御食て、病を得て還り坐時、佛法を祈らむ事を群臣に議らむ。守屋勝海亦奏さく、何ぞ國神に背奉り、他神を敬ばむや。昔より如斯事を知らざと白き時、馬子詔の隨助奉るべしと、言て豐國法師と内裏に入らむ。守屋大連之を邪睨て、甚く怒りき。泊瀨天皇御世、馬子外戚に權を恣にさ。穴穗部宅部二皇子を殺奉り、麻戶皇子と相謀て、勝海守屋を擊滅し、終に畏くも天皇を殺奉り、豐御食炊屋姫天皇を位に即しめ奉りき。日本書紀麻戶皇子太子と立給てより、万機の政を攝行し、天皇の御事を行ひ、皇祖神の御制を廢て、専ら佛法を弘むる舉を事とし、唐國の威儀制令を移して、神代よりの禮儀を變更。又惟神之神を尊む風習を佛意に變むとのみぞし給ひける。斟酌日本書紀聖德太子傳法

崇峻天皇

推古天皇

舒明天皇

王帝說 然れども天皇之に従ひ給はば、十五年詔曰、曩者我皇祖天皇等の世と大意 治め給ふ事、天よ賜り地よ躋さく、敦く神祇を禮給へり。今朕世に當り、豈怠らむや。故群臣心を竭きて、神祇を拜べと、詔ひさかば、皇太子及大臣百寮を率て、神祇を拜祭りき。是よりさき、新羅任那と相攻む。即將軍を遣きて之を伐しめ、尋て來日皇子をきて、新羅を擊しむ。諸神部及國造伴造等之に従ふ。其筑紫至る及て、使を肥前遣きて、經津主神を祭らしむ。其筑紫以下、息長足日廣額天皇四年、唐使高表仁等至る、即留めて神酒を難波館に賜ふ。日本書紀後延喜朝と及て、又住道生田神酒を外蕃使に賜ふに制あり。延喜式世々意を神祇に用給ふ事、此の如し。故其威靈遠く海表に及び、任那新羅使を遣し、表文を奉て、天上に神あり、地に天皇あり、此二神を除て、畏き者なしと云りき。唯蘇我氏甚く佛法を崇めしより、上古の典禮大に衰へ、入鹿父子政を執り及り、多く無禮を行ひ、天位を窺奉るの心あり。若くば、臣連伴造國造も亦國縣田野を掠て、争

皇極天皇

孝德天皇

戦ふ事止ざりき、天豊財重日足姫天皇四年、初中臣鎌兄連を神祇伯に任し給ふに、固く辭奉りて、三島に退居たりしが、此に至る中大兄皇子と深く遠く思謀りて、入鹿等を誅殺す。又天萬豊日天皇を輔翼奉り、新しき政を施さ、大臣大連と罷て、左右大臣を置き、國造、稻置、縣主と止め、國司、郡司を置れしより、中臣、齋部、大伴、物部の裔、古に權威なく、國造、縣主の族、又漸に衰ふ。然らば、あまの專ら漢土の制度を用給へるのみにあらず、惟神なる古の道を修治めたるを以て、諸國郡領は、多く國造、縣主の族と任給ひき。日本書紀中臣以下、參取本書續日本紀古語拾遺舊事本紀大意

大化元年、阿倍倉梯萬侶大臣、蘇我石川萬侶大臣に詔さく、大夫伴造等に、民を悦ぶめく之を使ふの道を問ふ給ふ時、石川麻呂奏げらく、先神祇と祭鎮奉り、然して後、政事を議ひ給ふべしと白す。其日倭漢直比羅夫忌部首子麻呂と尾張美濃に遣はく、神の供る幣を課しめ給ひき。明年群卿大夫及臣連、國造、伴造等に詔曰、天地の間、君として萬民を宰め給ふ事、必臣等の翼になむ。

由る故世々の我皇祖等、卿が祖考と共に治め給へり、朕復神の護を被りて、卿等と共に天下を治むと詔ひ、三年又詔ひけらく、惟神を我子治し食べしと言寄し給へり、是以天地の初より君とまじ坐皇國也。本注曰、惟神とは神道の隨ふ、始馭天下皇祖の御時より、天下大同て都て彼此の事なかりき、然る頃者、神名を始て、天皇の名名、或は別きて臣連の氏となり、或は造等の色となり、より率土の人心紛亂く、又拙弱臣連伴造、國造等は、其を姓とし、神名王名を心に隨人々、賂ひ他奴婢として、清名を穢汚するより、民心整はば、國政治め難かりき、故今隨在天神を治平べき時運也と詔ひて、種々制給ひき、蓋天神に奉寄れまよく、上古の聖王の跡を遵て、天下治看給ふ事は、即此天皇の大御心也。日本書紀蓋字、以下取本書大意此御世に伊勢大御神に神縣二十郷を割て、度會及竹村に屯倉を立て、山田原に神宮の御厨を造り、神序を改て御厨とし、神序司中臣香積連須氣を以て、大神宮司とす。延曆儀、皇祖母尊、天皇五年、阿倍臣比羅夫と

齊明天皇

天智天皇

天武天皇

して肅慎を討ち蝦夷を征しめ船一隻及五色絲帛を以て蝦夷の神を祭り遂に後方羊蹄と政所とを其皇威を輝か給ふ事尤大なり晩年に及て天皇朝倉社に木を伐て橘廣庭宮と造りたりは其神怒坐て災異頻に顯れ諸近侍多く死せ尋て天皇亦崩坐き天命開別天皇三年諸神の座を山御井の側に敷設て幣帛を班奉り中臣命連とを祝詞を宣しむ天停中原瀛真人天皇御心雄武して尤神祇を敬給ひき壬申元年近江朝廷と戦ふ時伊勢朝明郡迹太川邊に至りて天照大神を望拜奉りしかば兵士自ら集ひき其美濃の行宮に坐時高市皇子奏三げらく近江群臣多なりとを何天皇の靈に逆へ奉らよ天皇一柱に坐とも高市神祇の靈を頼り攻伐てば拒奉る者あらめやと白き此夜雷雨甚りしに天皇神と祈給て天神地祇朕を扶奉らば雷雨息なむと言訖まに即止き其秋軍士金綱井と屯せし時高市大領高市縣主許梅口開て得言と事三日ありて後神着けらく吾ハ高市杜に所居事代主神又牟狹

社に所居名生靈神なり ○校本書生靈を雷雨に作る今釋日本神日本磐余彦紀日本書紀續摩本に據て之を訂正

天皇の陵に馬及種種の兵器を奉れ吾ハ皇孫命の前後に立ちて不破と結率りて還り來ぬ今ハ軍の中と立ちて守護り奉るべし西の道より軍衆至らむ慎勿忘りそと言訖即醒りき故御誨たまふ御陵を拜奉り又幣を捧て二神に社を禮祭りき又村屋神祝と託て今吾社に中道より冠來りなむ故れ之を拒きてよと教給ひしが幾日も過ぬ間と廬井造鯨が軍果して至りき其後三神の品位を登進めて之を祠らしむかく神等の保佑厚く遂に軍に勝給ひて天下知食き二年春對馬の貢銀を諸神祇に奉り四月大來皇女を天照大神宮に侍はしめむとして泊瀬齋宮に居らしむ此ハ先づ身を潔めて神の御許に近き給ふ所也十月に至て即神宮に侍らしむ日本後世初齋宮を設くる事此に在る式延喜秋忍壁皇子と石上神宮に遣して其の神寶を瑩き古より神府に貯ふる諸家の寶物と其子孫に還さしむ三年四月始て風神大忌神を廣

瀬龍田に祭ふ此より著れて極典とせられき此字以下據年中行四年夏大旱を以て使を四方に遣し幣帛を捧ぐ諸神祇を祭り八月朔して天下に大解除せむ其用物の國別に國造被柱馬一匹布一疋其餘は郡司は各刀一口鹿皮一張鑿刀子鎌各一口矢一具稻一束每戸麻一條を科し九月神官奏曰新嘗の爲に國郡と卜ふ齋忌は尾張山田郡須岐は丹波河沙郡並に卜食新嘗に國郡と卜ふ事蓋此に始り冬祭幣帛と相嘗り○按本等嘗字脱た新嘗諸神祇に奉る相嘗の名始り此に見えたり六年天神地祇を祭る爲に天下に被禊せよめ齋宮を倉梯河上に建し樹籬を列り幸とむとる時十市皇女薨ませるを以て祭を停め給ひ九年正月幣帛と諸神祇に頒り畿内諸國に詔さる天社國社に神宮を修理せよ夏皇祖御魂を祭り給ひ秋天の下とさる大解除せよ日本書紀十三年九月伊勢二所大神宮の神寶使を發遣と給ひき是より先神官殿令政損と從て官司等之と修む此に至る二十年毎に神殿及門垣を造るの制

持統天皇

文武天皇

と定む寶基本紀園太朱鳥元年天皇御體不豫給ふを以て之を卜ふ草薙神劍崇り給ふと云り初近江朝野羅僧道行神劍を奉り國に還らむとるに雨風と迷て歸る事を得終に捕はして斬刑と處らる此後神劍皇宮にあり故之を熱田社に還納奉り兼て社守神主と置給ひき日本書紀參高天原廣野天皇后三年秋百官を神祇官に集て天神地祇の事を宣しめ明年幣と畿内天神地祇に班り神戶田地を増しむ日本書紀天之真宗豐祖父天皇二年新羅貢物を諸社に奉り夏馬を芳野永分奉り雨と祈り又祈雨の爲に馬と諸社に奉りき祈雨に馬を奉る事此より始り大寶元年勅して今より後山背葛野郡月讀神樺井神木島神波都賀志神等の神稻を中臣氏に給ふべく制給ひ冬彌努王引田朝臣介閉を造大幣司長官とす其後大幣を班給ふが爲に諸國國造を召し明年二月己卯大安殿を鎮め大祓を行ふ天皇新宮正殿に御し齋戒して幣帛を五畿七道諸社に班給ひき凡國造の祭と掌る此時又古より異なる事な

凡國造以下秋詔して伊勢太神官の封物は神事のみ供奉りて鑑秘とむ  
 取本書大意秋詔して伊勢太神官の封物は神事のみ供奉りて鑑秘とむ  
 る事なく其服料は神戶の調を用ふべく制給ひ又山背乙訓郡火雷神屢顯  
 徴あるを以て大幣及月次の幣に入しむ十月薩摩隼人を伐時太宰所部神九  
 處は禱祈つるに其神威に依り荒賊を平げしかば即幣帛を奉て賽しき慶雲  
 三年甲斐信濃越中但馬土左等國十九社始て新年幣帛の例に預る本注曰其  
 祇官記大幣月次祈年始て此を見ゆ秋丹波但馬二國此山之災あり使を遣  
 詳なり幣を神祇に奉らしむるに雷聲忽と起りて火災自ら滅ぬ越前又災あるを  
 以て幣を其部内の神に捧て之を救はとめき續日本紀日本根子天津御代豐國成  
 本紀姫天皇和銅四年癸卯伊侶具始て伊奈利社と山城を建つ年中行事秘抄諸社  
 根元記廿二社注式高瑞淨足姫天皇養老二年詔して大幣令を増損しむ是以神祇令制大備  
 續日本紀初攝原朝より以來中臣齋部專ら神祭を掌て政事に預り大伴物部  
 專ら武事を掌て神祭の事を兼掌るを以て祭政一つとて分る事あらざ

元明天皇

元正天皇

りき參酌日本書紀古  
 事記古語拾遺其後珠城朝の祭主を置き倭姫世記玉穗朝よ及て神祇  
 職原鈔

伯あり日本書紀神祇伯又神祇官頭と云ひ又神官頭と云ふ所謂祭主即是也日本  
 書紀

古語拾遺長柄朝に齋部首作賀斯神官頭に拜して王族官内婚姻卜筮の事を  
 掌る古語拾遺當時祭と政と既に分れたきとも此に至て官職を班つに神祇官を

百官の上に置時は其神を敬ふの道尤明也對酌令集凡伯一人天神地祇の祭  
 職原鈔神祝部の名籍大骨鏡魂御巫卜兆の事を掌り太宰府に主神一人を置て九國

二島の祭祠を掌らしめ天下諸國みな國司とて各其國內の神社を掌らし  
 む合義其祭所は即上古天祖天孫の皇業を輔奉りて天下を治め蒼生に福

祥を降し給へる神に非ざる者なし其神名載せて神祇官記に詳也對酌日本書  
 紀續日本紀類聚國史其神祇令曰凡天神地祇は神祇官みな常典に依て之を祭る其四

時に祭仲春を行ふものと祈年と云ひ春季春を鎮華と云ひ至夏を神衣大忌三  
 枝風神神嘗と云ひ夏季冬季を月次鎮火道饗といひ孟秋と大忌風神季秋を

神衣神嘗仲冬と相嘗大嘗鎮魂と云ふ此諸祭に神に供ふる調度及禮儀齋日  
 みる別式より依る其所年月次祭にハ百官神祇官を集る時中臣祝詞を宣り忌  
 部幣帛を班つ凡天皇即位の仲冬にハ惣て天神地祇を祭り給ふ之を大嘗と  
 云ふ散齋一月致齋三日其大幣ハ三月の内に修理とむ大嘗ハ世毎に一年之  
 を行ふ凡踐祚の日ハ中臣天神祝詞を奏し忌部神璽に劍鏡を上る凡祭に  
 致齋散齋の別あり致齋ハ唯祭事を行ふ其前後を兼て散齋とす散齋ハ内諸  
 司事を理む事常の如し但表を吊ひ病を問ひ肉を食ふ事を得る又形殺を  
 判り罪人を決め音楽歌舞を作し穢惡ハ事と預る事を得る一月の齋を大祀  
 と云ひ三日の齋を中祀と云ひ一日ハ齋を小祀と云ふ凡祭祀ハ所司預め神  
 祇官より申し官散齋の日平旦に至て之を諸司より告ぐ其幣帛飲食及菓實の類  
 ハ所司の長官親ら檢校て穢忌ハ事ならしむ常禮の外ハ幣帛を諸社より供  
 ふるハ皆五位已上卜食ハ人を用ふ唯伊勢神宮ハ常祀も又之に同じ凡神戸

聖武天皇

の調庸田租ハ神宮を造り神に供ふる調度より凡六月十二月晦日大祀ハ  
 東西文部祓刀を上り祓詞を讀終て百官男女祓所に聚る中臣祓詞を宣り卜  
 部解除を行ふ凡諸國ハ祓すべき者其國造郡司の祓具蓋飛鳥朝の制に同じ  
 令義七年五月神戸の籍帳を造る者本戸の定數に依て増時ハ減し死る時は  
 加ふるの制を定む天國國押御豐稔天皇神龜二年詔云て曰今諸國神社と  
 雜畜を放ち及穢忌ありと云ハ國司長官宜しく幣帛を執り慎て清め掃ふ  
 事を常とせべし天平元年夏勅して毎年伊勢神調繩三百疋を割取て神祇官  
 の中臣朝臣等に賜ひ秋又諸國天神地祇ハ長官之を祭り限外に祭るべき山  
 川の神を以て祭る事を聽せと詔ひ今年祝部の田租を免とる二年夏神祇官雷  
 火の災を以て幣を天下諸社より奉らとめ尋て制けらく伊勢太神宮の奉幣使  
 ハ五位已上卜食ハ者充て六位已下を用ふる事を得ざれ秋齋官の供給ハ  
 年料は今より後官物を用ひて神戸調庸を用る事ならしめ三年神祇官奏

に依て庭火御竈神四時祭祀預からしむ續日本紀是よりとき豊前宇佐郡菱形山に八幡神あり神龜四年神宮を造り廣幡八幡太神宮と云ふ即宇佐八幡宮也宇佐八幡縁起諸社根元此後宇佐八幡神大顯る九年夏使を伊勢神宮大神社筑紫住吉八幡二社及香椎宮を遣し幣を奉る新羅無禮狀を告ぐ秋災疫遽起り死亡多きを以て諸國の雨風を起し國家に有驗神等の幣帛を預り給はぬをば悉く供幣の例に入れ冬使を畿内及七道に遣して諸社を造らるる十二年藤原朝臣廣嗣が事依て幣帛を伊勢太神宮に奉り又大將軍大野朝臣東人に詔して八幡神に禱らるる終に伊勢に幸し少納言大井王及中臣忌部等を以て幣帛を太神宮に奉らるる既にして事終に平きき其它幣を神に奉り福を祈ふの類史に記す事を絶えと雖も其佛法を崇むるの心甚しかりしかば災異頻に著れり佛を崇むるの道至らぬ故とのみ思して大く佛法を弘め深く妖僧行基を信給ひき故行基遂に神言を假て東大寺を建

事を得り續日本紀其下取本書元享釋書大意初天皇東大寺を瀧給ふ時行基を以て伊勢神宮に請奉らるる爾行基佛舍利を捧げ祈り奉りつるに大神神託あり

其請を許さ給へる由を偽り奏さき故天皇深く悦給ひさるる猶御心に安めらるる思し左大臣橘朝臣諸兄に勸し又其事を祈り奉らるるに神教あらざりき參取大神宮雜事記元享釋書蓋囊鈔按大神宮雜事記蓋囊鈔直云橘諸兄復命之夜天皇の御夢に大神教し給ひけらく吾朝の神也神男を崇め奉るべし日輪即大日如來本地盧舍那佛也衆生此理を悟る佛法に歸汝をべしと詔ひきなどある僧徒本地垂迹を唱ふる爲に設けらるる妄説なれば取ふに足らざれば附考に備ふ然れども此時行基既に本地垂迹の説を唱へて天つ日は即大日如來本地は盧舍那佛垂迹は天照大神也と云々朝廷を欺き明神を賤し奉りさより僧行信の如き阿曾爾呂阿曾爾呂如きみな行基の術を假り八幡神教に託し朝廷を欺る奉りき續日本紀大神宮雜事記神祇本源引大和葛寶山記元享釋書蓋囊鈔十七年阿倍朝臣虫麻呂を遣さる幣を八幡神社に奉り二十年八幡大神の祝部等が位階を進め給ひて寶平和德孝謙天皇勝寶元年冬八幡大神禰宜大神社女主神向大

神田麻呂二人の朝臣、姓を給ふ尋て大神京に幸じて、東大寺佛を拜給はむと託宣ある由を奏しき。東大以下參取歷代皇記、藤原朝臣年足侍從藤原朝臣魚名等を迎神使と云、其路次、諸國に兵士百人以上を遣て、前後に供奉らしめ、又殺生を禁め、其從人は酒肉を用ひ、道路を清掃ふべく制給ひ、即五位十人散位及六衛舍人各六十人とて、京に入奉り、官南の梨原宮に新殿を構え、神宮とせらば、彌宜尼社女東大寺を拜心時、乘る所の輿、紫色にして乘輿に異なる事なし、爾に天皇、太皇太后も同じく行幸とて、大神に一品、比咩神之二品の御冠を奉り、尼社女に從四位下、主神田麻呂は外從五位下を授く、大神さきと天神地祇を率、騶九盧舍那佛を助成奉らむと詔しと云ふを以て也。二年春、八幡大神に封八百戸、位田八十町、比咩神に封六百戸、位田六十町を充奉りき。凡位階及封戸位田を神に奉る事、此に始ふ。冬、八幡大神の教ありと以て、藤原朝臣乙麻呂を太宰師とす。六年、藥師寺僧行信、八幡主神多麻呂

等意を合せて厭魅の事あり、因て行信を下野に配し、社女多麻呂は並に除名とて、本姓に從はとめ、社女を日向に多麻呂と多禰島に流し、更ニ彌宜祝を補して、其封戸位田並雜物一事以上をば、太宰をして檢知とむ。明年、八幡大神託宣し給ひけらく、神吾神命を矯託て、封戸位田を取事を願はせ、前ニ賜ふ所の封地徒らよ用ふる事なくとて、野山を捨給ふが如し、故朝廷に還と奉り、唯常の神田を留めむと詔ひき。即神宣の隨之を行はとむ。寶字元年、伊勢大神宮幣帛使、今より後専ら中臣朝臣と差と、他姓を用ふる事勿と制給ひき。初天平中、中臣氏權を縱として、忌部幣帛使に預る事を得也。天平以下據古語拾遺七年勅し、忌部と幣使とを事と聽とる、忌部宿禰虫名等が請に依て也。此に至て、又此命あり。續日本紀、大炊王位に即給ふに本紀、然れども、此後其事終に行はせ、日本後紀及て、河内王、中臣朝臣池守、忌部宿禰、人成等とて、幣帛を大神宮に奉り、又使を遣して、幣を天下諸國神社に奉て、即位を告しむ。三年冬、神祇大副中臣朝臣毛人

淳仁天皇



稱徳天皇

少副忌部宿禰皆麻呂をきて幣帛を神宮に奉らしめき此ハ勝寶中神宮の境を限り標を樹て後伊勢志摩兩國相争ふを以て尾垂剗を葦淵に遷せる故也六年幣を伊勢及香椎廟に奉り又幣及弓矢を天下群神に奉りて新羅を征が爲に軍旅を調習ふ事を告ごむ高野天皇神護元年初和銅中藤原朝臣不比等鹿島神を春日に移る祭り大鏡裏書神宮雜此に至て神封を寄奉り勅符格例集色葉字類抄尋て香取枚岡三神を合せ祀る所謂春日神社是也帝王編年記冬是より先天皇位を避け御髪を剃て佛に歸給ひしが此に至て重て天位を即給ひき故使を天下諸國に遣ふて神社を修め造らしめ尋て大嘗祭を行ふ凡大嘗の禮上世以來必其供具を敬ごみ必其衣服を潔くし齋はり潔まはりて後神に仕へ奉るを以て僧尼穢惡の事に預るハ尤法制の忌む所也凡字以下神祇令延喜式然とと云天皇既に厚く佛法を崇め給へ故に勅曰神等をば佛を離れて觸ぬ物ぞと人の思ひて在なむと佛の法を護り奉るハ諸の神等也けり故出家人を

離りて舊忌が如く思てして仕奉るを障ふ事ハ在じと詔ひ明年に至て妖僧道鏡を法王と爲給ひき其道と違ひ法に背き天阿天神を輕蔑奉り遂に神道と佛敎と相混淆して差別なきに至れり故此後佛經佛器を神社に奉り僧徒をして神を所らしめ其甚しきに至てハ伊勢神宮及諸國大社に神宮寺を建るが如き事ありて神道是より漸く衰ふ其道以下參取本書及續日本後紀類聚國史大意此時天皇甚く八幡神を敬奉り道鏡を寵給ひしうば道鏡天位を窺ふの心を懷きて邪幣を群神に偏し格謀を依黨より行ひ類日本紀類聚國史故此夏八幡群神の神敎に依て封六百戸を奉り冬八幡主神大神田麻呂を本位に復さる景雲三年に及て太宰主神菅原阿曾麻呂天皇の御心と協へむとして道鏡と媚諛ひ八幡神敎を矯て道鏡を皇位に即奉らば天下太平ならむと奏さき天皇和氣朝臣清麻呂を御林と召く勅曰昨夜夢に八幡神使あり大神の事を奏ご爲る尼法均を請ふ給ふと云り汝清麻呂法均に代て八幡神敎を奉れと詔給ひき續日本紀故神宮

光仁天皇

之至り神寶を捧げ奉り志間に雲なかりける空遂に曇りて雷電鳴閃き神殿  
 火の如く輝きて大神託宣曰く天地開闢し始より君と臣との分定りぬれば  
 臣を君とする事はあらず天津日嗣は必老皇緒をたてよ無道奴は逐げ掃  
 退げよ汝道鏡を懼る事莫れ吾必老相濟は必老詔ふ隨ふ復奏して其逆謀を  
 折きしらは其事終に止たりき是に於て神の威發益々明にきて清麻呂の忠  
 誠愈著る日本後紀事清麻呂傳に詳や天宗高紹天皇寶龜二年清麻呂を豐  
 前國司とて後二年ありて清麻呂大宰府に請奏さく頃者八幡大神禰宜宮司等  
 辭を神言に託て屢妖言を行ふ唯國家を擾亂のみに非老兼て朝廷を欺き奉  
 ると前後國司取て純正ことなし望請は監典主典等と共に神宮に問て明に  
 實否を定めむと奏しき時に太宰主神中臣朝臣宅成を遣し神に祈て之を卜  
 しむるに禰宜辛島勝與曾賣が託宣皆偽なる事を知りき是に於て與曾賣及  
 宮司宇佐公池守が官を解き大神少吉備咩を禰宜とて田麻呂を宮司とて辛

島龍麻呂を祝とし尋て勅さく大神比叢が裔を大宮司池守が裔を少宮司と  
 定めて同姓と雖も混任とべからざと制給ひき宇佐託宣集參取東大七年夏勅  
 云神祇の祭ハ國の大典なるに頃者諸國神社損穢を修め老春秋の祭祀を怠  
 るに因て嘉祥降ることなく災害若りに顯る事より國司之を檢校て毎年其  
 狀を奏せと宣ひ秋又天下群神に幣を奉り諸社の祝等神社の損穢を致さ者  
 ハ位記を取て任を解を以て恆例とす續日本紀類九年是よりさき大隅大穴  
 持神大に神異を顯し鹿兒島信介村海上と三島を遣り給ふを以て則官社と  
 預らしむ續日本紀十一年春神祇官奏さく前々伊勢月讀神御崇坐を以て度會神  
 宮寺を飯高郡に遷しき然とて今猶神郡と近きて其崇未だ止老飯野郡を  
 除く外便地を遷す之を遷さむと云り勅し之に從ふ冬左右京に勅さく  
 百姓巫覡を請ふ妄りと淫祀を崇むる事を禁しむ是歲常陸奏さく神司妄よ  
 其民を認て神賤とて靈威に假託す朝章を侵と事あり今より以後更に請申

武天皇

こと莫らしめ又脫漏神賤七百七十四人を神戸の籍に編入せん按司と申き神司の神賤ハ蓋鹿島宮の神司神賤なり尋々勅して陸奥桃生白河二郡の神十一社を官幣の社とせらる鎮守副將軍百濟王俊哲等賊れ爲に圍まれ兵疲れ矢盡き時此神に祈る圍を潰す事を得れば實に神の佑ます故也と請奏を以て也皇統神照天皇絶るるを繼廢れたるを興し心と政事に用ひて神を敬ひ大に神祇の法制を定給ひき皇統以下參取本書日延暦元年夏陸奥國凶賊を討獲ふ時鹿島神に祈て神驗空しうらと請くば之と賽せむと奏き故勅きて其神に勅丑等封二戸を授奉り續日十一年高橋安曇二氏神事代御膳に供奉る行立れ先後を定む初靈龜二年神今食の日安曇宿禰刀與膳高橋朝臣乎具須比に語らく刀は官長く年老たり故前に立て供奉らむ乎具須比神事の日御膳に仕奉るハ膳臣の職として他氏の事あらざと云て互に論ふ事内裏に聞之とかば累世神事更政べからざと詔ひて例の隨に行はむ六年に至て安曇廣吉又強て

進み前立むとす高橋波麻呂争て之を留む事發るの後所司祓を科と波麻呂罪なき由を申して聞之勅して廣吉之上中政祓を科せ給ひきと廣吉猶氏文を偽造す前立つると高橋朝臣等訴へを披りてして憂憤りき故延暦八年朝廷各其氏文を召し事の由を勘て高橋氏の先たるべき由を知給ふと雖も卒に改めしめて今より後代も先立て仕奉るべく制給ひき然も心も奉膳安曇繼成去年六月十一月十二月の祭頻り先立仕奉るを以て是歲勅して高橋氏を先立とむるに繼成勅と違き直に退て竟る其職に仕奉らざりき故大政官處分て謂らく日本紀を案ふる大足彦忍代別天皇五十三年東國に巡狩て海中に白蛤を得給ひき時膳臣遠祖磐鹿六屬其白蛤を贈りし進りき故六屬臣を美し膳大伴部を賜ふと云り家記の載る所亦此の如し是高橋氏御膳に預り奉る縁也又譽田天皇三年處々の海人調咒て命は從はざりき時安曇連大濱宿禰を遣きて平らむるを以て海人ハ幸と云り是安曇氏

御膳に預り奉る由也然るに安曇宿禰等御間城入彦五十瓊殖天皇御世遠祖大務成吹始々御膳を奉る由と歎せり故其私記文と檢に追註筆跡殊々拙く奸偽の端見ゆる且之を國史及家記と考ふるに磐鹿六馬は大瀨宿禰の先づ事時は五代を經歲は三百と逾たり然るに高橋と先とし安曇を後とせべき事其理既灼然彼繼成記を偽り先を爭ひ意を恣にする職に供奉らば詔命を承差して人臣の禮なき請殺刑之處て除名せしめむ朝廷其死を宥て佐渡國に流し佐渡國史又神祇官の勅を以て今より後高橋氏と先立とむべく制給ひき本朝月令引高橋氏十二年越前氣比神官司大中臣魚取解とて封粗穀は神庫に納めて祭料を充べきと國史之を官庫に納めて他色に充つ故度々の祭を關念する事多し願はくば神庫に納めて祭料に充む勅して其請に従ふ三代實錄明年始て平野神社を建つ類聚三代格江家十四年宮中及左右京畿近江伊賀伊勢等國と大祓と太神宮裝束物を奉るが爲也十六年天皇南庭と臨し幣使

天下諸國名神を遣して萬國安寧を祈り給ひ類聚國史日本紀畧冬勅して祝部犯す

事ありて潔齋を勤めざる者ハ理に於て解却の法を定む類聚國史是歲伊勢大神

宮司奏とく神宮御厨離宮及諸司宿舎去廢舊中改造ありとより既に貞六年

を經て皆悉く破損に加之河水暴漲の患あるを以て修理を加ふれども其全

を復難し請ふ神部課丁を役て他處に遷し建む故其功費を充給ふを申さき

國太曆延勅して請に從ひ造宮使大中臣豐庭と遣し度會郡沼木郷高河原

離宮を築て之を湯田郷宇形西村に移立し國太曆神宮雜例集十七年秋祈年幣帛を

奉るべき神社を定め又堤よりさき諸國祝等年毎に京に入り各幣帛を受し

者道路無遠して往還の難多きを以て便宜圖物を用ふべく制給ひ類聚國史冬太政

官符に依り寺位八幡太菩薩及比咩神の封千圓百戸を太宰府に賜めしめ

類聚三代格尋て兩京畿内に勅きて夜祭歌舞と禁ささきと此禁ありしりと

所司寛容にきて潔正とせなきを以て男女の別なく鬪争淫奔法に違ひ俗

を最事甚多き、身よめ後、職に無断を加へて祭は盡田のみ之を行き、昏に及ぶ事なむらしむ。類聚三冬勅云、國造也、郡領也、其職各殊なり、然るに今出雲、筑前兩國、慶雲三年以來、國造をして郡領を帯びしより、言を神事之託て、勅にこれハ公務を廢め、國造あれど勸決に由なき、故國造をして郡領を兼ぶ事なからしめん、又出雲、國造神主を兼ぶ、新に任るの由なき、嬖を棄て、多く百姓の女子を取て、神官采女と號け、便嬖を妾とし、妾は神事に託て、遂に淫風を扇く、神道の世を助けぬ、職此の如く、安ふべからざる、若し已とせしを得ざる者ハ、國司名を注と密封して一女と下定め、苟も此制之違はば、事に從て科處せむ。筑前宗像神主又此の準ふとむ。類聚國史類此後、大宰府奏さく、筑前宗像大領其補任の日、神主を兼て五位と叙せらるるを、勅とせ、而も之延曆中、譜第の選を停廢て、能才を用ふる勅あるを以て、大領兼神主宗像朝臣池作卒去し、よめ材能を賦する、其久き、類供祭を、國也、延曆七年、神祇官符に、備氏申

の潔清廉貞にして、祭事に堪たる者を簡みて、神主とせ、六年と限り替らしめよと云り、然れハ、假令才能ありとも、大領終身の職に居て、神主六年の任を兼ぶ事、甚と穩便ならざ、謹て官裁と請ふと申さき、即勅して、郡司に神主を兼ぶ事を得ざらむとむ。類聚三十八年夏、神祇、大祐、大中臣、朝臣弟、校を以て、伊勢、太神、官、正殿を改造らしめ給ひ。日本後紀尋て、勅云、祭祀の事ハ、德と敬じよ在り、心に敬ばざらば、神之を享べからざ、廣瀬、龍田祭は、風災を鎮め、年穀を祈る所以也、而るに、大和、國司事と觸り、肅敬とせなく、史生と差し、祇承奉らしむるを以て、靈應ある事なき、令より、守介一人、齋戒して、祇承奉らしめ、事故あらば、判官を遣す事と聽せし制給ひき。日本後紀七月、伊勢、齋宮の、新嘗會を停め、歌舞の伎を以て、九月祭に供さめ、又、京畿、百姓、北辰燈を奉ぶ事と禁しむ、齋王、齋宮に入給ふと以て也。日本後紀初、大中臣、朝臣、諸魚、其家譜を進る時、奏さげらく、中臣、氏神祇、伯に任さる者ハ、天照、太神の、神主也、故、歴世、相承て、喪に遣とも、官を解

ざら由と白き俊具母卒ると及て、勅たまはく、喪紀を躬らせざし雖も、又  
神事に供奉すべきにあらねば、宜しく其服を終らむべしと制給ひ、日本十九  
年冬勅曰、諸國神官司未だ任限満ざし、任を解者、別ニ補替ふことを得、  
神主祝等ノ事を行はざめ、服闋て後任を満しむべく制給ひ、大同申に至て、神  
主の服限復任を亦此制に同からし、類聚國史類 二十年夏、聚三代格 祓を科するの法  
を定む、凡大嘗祭に事を怠り、及其齋月の内喪を吊ひ、疾を問ひ、刑殺た文書を  
判署し、罰を決め、肉を食ひ、穢惡に預ふ者、大祓を科せ、其官人は兼て見任を解  
とむ、其料物馬一疋、大刀二口、弓二張、矢二具、刀子、食薦各六枚、木綿、麻、鯉、堅魚、雞、  
腊、海藻、滑、海藻各六斤、庸布六段、鉢、杯、盤各六口、鹿、猪皮各六張、酒米各六斗、鹽六  
升、稻六束、薦六領、枚、手料、柏十五把、籠四柄、長一丈、搭四枝、席一領、凡新嘗、鎮魂神  
嘗、祈年、月次、神衣等、祭を闕怠り、大神宮、禰宜、内人を毆ち、又御膳物を穢し、新  
嘗等、諸祭齋日、衣を吊ひ、病を問ふた類、六色、紅祭を犯す者は、上祓を科す、其

料物馬及猪皮を除くの外、並に大祓に同じく、其品數刀子、坏盤及柏は三分の  
一を減し、其餘みな半を減之、凡大忌、風神、鎮花、三枝、鎮火、相嘗、道饗、平野、園、韓神、  
春日祭を闕怠り、物忌、戸座、御火、燈を毆ち、物忌女を奸と、及穢惡に觸て、御膳所  
に預り、忌火祭の齋日、禰宜祝及祭に預ふ神戶、人等を毆ち、吊喪等六色、禁忌を  
犯す者は、中祓を科す、其料物は、大刀、弓、矢、席を除くの外、みな上祓に同じく、其  
品數刀子、匏、柏は半を減し、其餘は三分の一を減せり、但坏盤、楮三種、  
ハ上祓に同じ 凡諸祭祀、  
事を闕怠り、及齋日、祝禰宜祭に預る神戶、人を毆ち、諸禁忌を犯す者は、下祓  
を科す、其料物並に中祓に如く、其品數刀子、庸布、鹿皮、匏、柏、楮を除くの外、食  
薦、薦、杯、盤、ハ其半を減し、木綿、麻、鯉、堅魚、鮓、腊、海藻、滑、海藻各六兩、酒米各四升、稻  
四把、鹽、四合を出さざむ、以前神事に犯す事あるは、祓を科せ、罪を贖ふ、善惡、二  
祓を一人に負す、其條例已に繁く物を輪を又多くして、身、骨、細に傷れ、深く  
黎元の損とならむを以て、今例を立之を改む、其毆傷る事重き者は、祓淨むる

の外、法に依て罪を科せ、齋外に闘打ふ者は、律に從て罪を決む、祓の限にあらざ、又祝禰宜等人と闘ひ、又他事を犯せる者は、先其任を解て罪を決め、神戸百姓犯失とあるをば、齋を行ふの後、法に如くせよと制給ひき、又太政官符よ、今より以後、神戸限は二丁の田租を以て十五束と定たるもの、丁減物少とて供祭は乏しうるべきば、天下諸社の丁及租數、並に改て舊例に依るべしと制給ひき、類聚三代格 冬、伊勢奏さく、多氣皮會二郡司言を神事と寄て、數調庸の闕怠を致せり、願はくは百姓犯を事ある者をば、神界の外よとて、決罰を行はむ、勅して其請に從ふ、類聚國史類聚三代格 是歲春、大和石上社器仗を山城葛野郡に運取しむ、廿四年に至て、造石上神宮使石川朝臣吉備人等、造宮の功程を支度て、單功十五萬七千餘人なる由を申す時、勅曰、此神宮は他社に異なる故を問ふ給ふに、或人奏さけらく、昔來より天皇等此神宮に御て、多く兵仗を納置給へる故也、今都遠く成にたれば、非常を慎むはさ事なれと卜食して、後に兵

仗を遷運給へと申さき、茲に文章生布留高庭解云、神戸百姓等が言を聞に、頃者大神類に鳴鑼を放給へると、類聚三代格 人柱み思つれど、何祥より知らてありしよ、幾日もあるぞ、神寶を遷座り、願はくは此事を奏して、停め給へと白す由を太政官より奏す時、天皇宣云、さきと此事を卜ふと吉と卜食き、今妨げ云ふべきよ、非だと詔て、即神寶を遷座し、故なくして倉小取き故、又兵庫と取むるよ、聖躬不豫給いぬ、爾と典閣建部子繼春日祭使の時、平城松井坊に至り、神教を請ふに、神女巫巫に託りて云く、歷代御宇、天皇感懃なる御志を以て、納給へる神寶なるを、今吾庭を踐穢とて、運取る理やはある故、今天下諸神を唱導て、諱を勤めて、天帝に贈りつと云りき、因密に其由を奏さかば、神祇官及所司に詔して、二櫂を神宮に立て、銀筥に御飯を盛り、御衣一襲を副へ、新に御靈に納れ、彼女巫を召て、御魂を鎮めとむるに、女巫通符念、怒て前の如く託語を運明に至り、和解たりき、○按本書祝詞天皇の御夢に、神教爾殿治正作良ありと、似たり附る後考に備ふ。

平城天皇

王神祇、八副大中臣朝臣全成、典侍葛井宿禰廣岐等と石上神社に遣し幣帛及鏡を捧げて、天皇の御病を祈らしめ、又典藥頭中臣朝臣道成等をして、神社の兵仗を返し納奉りしうと、明年に至て遂に崩座き日本後紀、天皇既之心を神祇の典之用ひ給ひ、專と武業を好み、遠く蝦夷を掃げ給ふ時、其石上の兵仗を還と奉るも、蓋神威よ、汝て皇風を耀と給ふの御心也斟酌續日本紀、日本此天皇の御世に春日神と大原野と遷し大鏡裏書、貞觀中に及て、又吉田に遷し祭りき、蓋皆藤原氏の意に出つと云大鏡抄、諸神記、天推國高彥天皇大同元年秋、是よりとき中臣忌部相共に訴ふる事あり、中臣氏云く忌部は本幣帛を造りて祝詞を申すことなし、故忌部を幣帛使とすべうらと忌部氏云く幣を奉りて祈禱は忌部の職なり、然らば忌部氏をば幣帛使とし、中臣氏をば使と充べしと云て、互に論ひき、爰に至て朝廷之を斷め給ひけらく、日本書紀と、天照大神天磐戸と閉コトノハし時、中臣、遠祖天兒屋命、忌部、遠祖大玉命、天香山の五百箇真坂樹を掘よとて、上枝と八坂瓊の五百箇御統をかけ、中枝と八咫鏡を懸け、下枝と青和幣、白和幣を懸けて、相共に祈禱、白しきと云り、然れば祈禱は中臣忌部並に相預るべし、又神祇令と云、祈年月次祭は、中臣祝詞を宣り、忌部幣帛を班ち、踐祚の日には、中臣天神の壽詞を奏と、忌部神璽鏡劔と上と、其六月十二月晦日、大祓は、中臣御祓麻を上り、東西文部祓、刀を上り、祓詞を讀訖と、中臣祓詞を宣ふ、常祀の外、諸社に幣帛を供ふる者は、皆五位以上、卜食者を充よと云り、故常祀の外、奉幣の使は、互に兩氏を用ひ、其餘は、專ら令條に依と、詔ひき日本後紀、當時中臣氏大に盛とし、忌部氏甚衰ふ、正六位上齋部宿禰廣成實に、天太玉命の神裔なるを以て、深く神道の衰頹たるを憤りて、古に復とむとするの志あり、古語拾遺正六位上、據類聚國史、爾に天皇其舊説を召問給ひしかば、廣成謂らく、上古文字あらざり、と時、貴賤みな口々に相傳へ、前言往行を忘る事莫りき、書契ありしより、以來古を談ふ事を好まど、浮華競興りて、還る舊老を嗤り、次々に世代移變て、故實を尋るに、其根源を識者なし、國史家牒と其

の五百箇真坂樹を掘よとて、上枝と八坂瓊の五百箇御統をかけ、中枝と八咫鏡を懸け、下枝と青和幣、白和幣を懸けて、相共に祈禱、白しきと云り、然れば祈禱は中臣忌部並に相預るべし、又神祇令と云、祈年月次祭は、中臣祝詞を宣り、忌部幣帛を班ち、踐祚の日には、中臣天神の壽詞を奏と、忌部神璽鏡劔と上と、其六月十二月晦日、大祓は、中臣御祓麻を上り、東西文部祓、刀を上り、祓詞を讀訖と、中臣祓詞を宣ふ、常祀の外、諸社に幣帛を供ふる者は、皆五位以上、卜食者を充よと云り、故常祀の外、奉幣の使は、互に兩氏を用ひ、其餘は、專ら令條に依と、詔ひき日本後紀、當時中臣氏大に盛とし、忌部氏甚衰ふ、正六位上齋部宿禰廣成實に、天太玉命の神裔なるを以て、深く神道の衰頹たるを憤りて、古に復とむとするの志あり、古語拾遺正六位上、據類聚國史、爾に天皇其舊説を召問給ひしかば、廣成謂らく、上古文字あらざり、と時、貴賤みな口々に相傳へ、前言往行を忘る事莫りき、書契ありしより、以來古を談ふ事を好まど、浮華競興りて、還る舊老を嗤り、次々に世代移變て、故實を尋るに、其根源を識者なし、國史家牒と其



由を載と雖も其委曲を遺漏せざる所あり愚臣言ごは恐らくは絶て傳ふる事莫らむと云々古語拾遺一卷と著し三年二月に至て之を上りき其畧云纏向日代朝日本武尊草薙劍を以て東夷を平給ふ其劍今尾張熱田社に在り而に未だ禮典に預らば輕島豐明朝秦漢百濟内附の民万を以て計ふ皆其祠あり未だ幣例に叙られば忌部宿禰祖天太玉命、中臣朝臣祖天兒屋命、各も各々天照大神に仕奉りたより以來世々神祭の事預りて互に優劣ある事なき小治田朝に至て太玉命の胤絶ざる事帶の如く天恩に因て纒に其職を仕奉り難波長柄豐前朝白鳳四年齋部首作賀斯神官頭と拜たりしが其胤職を繼事あたはば陵運衰微て今に至り淨御原朝天下萬姓を改て八等とせ唯當年の勞を序て天降の績を本かば其二を朝臣と云ふ中臣氏に授て賜ふ大刀を以てし其三を宿禰と云ふ齋部氏に授て賜ふ小刀を以てせられき大寶中始て記文あきとを神祇に簿猶明案なく望秩に禮未だ其式を制給はば

天平中神帳を勘造るに至り中臣權を専らに任任意取捨を由ある者は小祀も皆列り縁なき者は大社も猶廢かれ敷奏施行とて當時獨歩なるを以て諸税總て一門に入れり凡天降れ時より東征れ年に至るまで扈從群神其名既に國史に顯せり或は皇天二祖の嚴命を承りて寶基の鎮衛となり或は昌運の啓る時に遇て神器の大造を扶奉り然らば功を録と酬ふに至れば同じく祀典に預るべきと未だ班幣の例に入らば恨を抱きのあり況復草薙神劍は尤是天璽に坐せば外賊偷奉りて逃しうとを境と出る事能はば神物靈驗之を以て見ふべし然らば奉幣の日同じく敬奉るべきと久代より今も其禮を修め給はば祖宗を尊ひ敬ふは禮教の先とす所なるを以て聖皇位も即の始必だ群神を祭り給へり天照大神は祖宗に於て尊きこと二なく自餘諸神は乃其臣子なるを今神祇官幣を班つの日諸神に後に伊勢神官を叙るは古を遺られき一二也天照太神本天皇同殿と坐を以て供奉の儀君も

神も又異なる事なく天上として中臣齋部二氏相共し日神を禱奉り猿女君の祖を神怒を解奉れり然れば三氏の職相離るべからざ而るに今伊勢官司獨中臣氏を任し二氏を預らしめ凡神殿は神代に隨に齋部官御木鹿香二郷の齋部を率て齋斧齋鉏を事始めて工夫造終るの後齋部殿祭門祭訖御坐しむるに伊勢官及大嘗の由基主基官を造るに至ては皆齋部に預らしめ是其遺らしし三四也又殿門祭ハ元太玉命の供奉する儀よき齋部氏の職なり然ども二氏神祇官に任て相副に供へ奉る故に官内省奏詞に御殿祭供奉らむとし中臣齋部御門に侍ふと云ひを賢龜中官内少輔中臣朝臣常恣に奏詞を改て中臣齋部を率て御門に候ふと云ふより彼省永く例として今に改め且二氏神代より神事に供奉りて其差互に相降る事なし中間ナカマも及て權勢一氏に移り齋官寮主神司中臣齋部は共に七位なりしと延曆の初朝原内親王の時殊に齋部を降ると八位官とせよより今に舊に復されど其遺られし五六也凡幣を諸神に奉る者二氏共に其事に預るを大宰

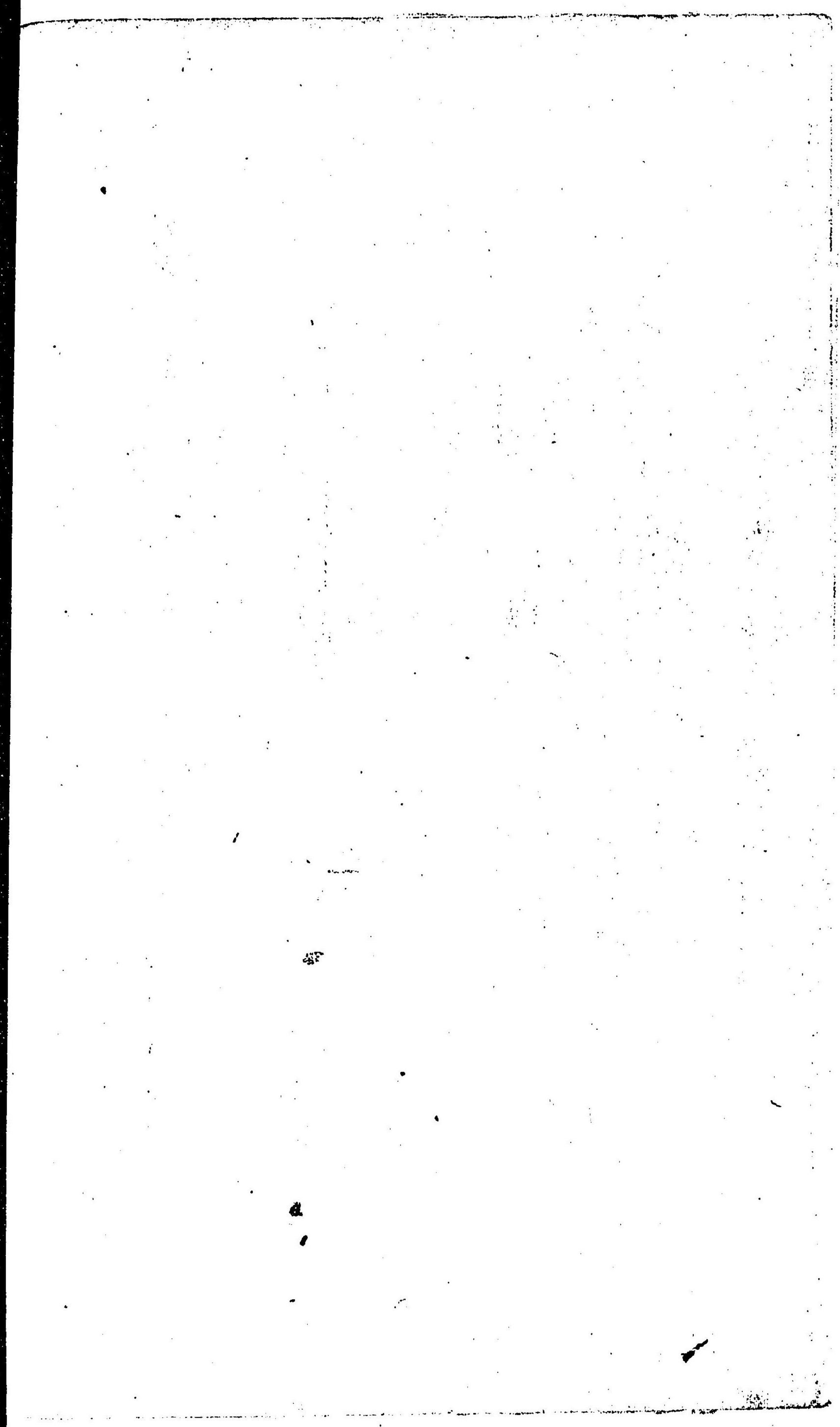
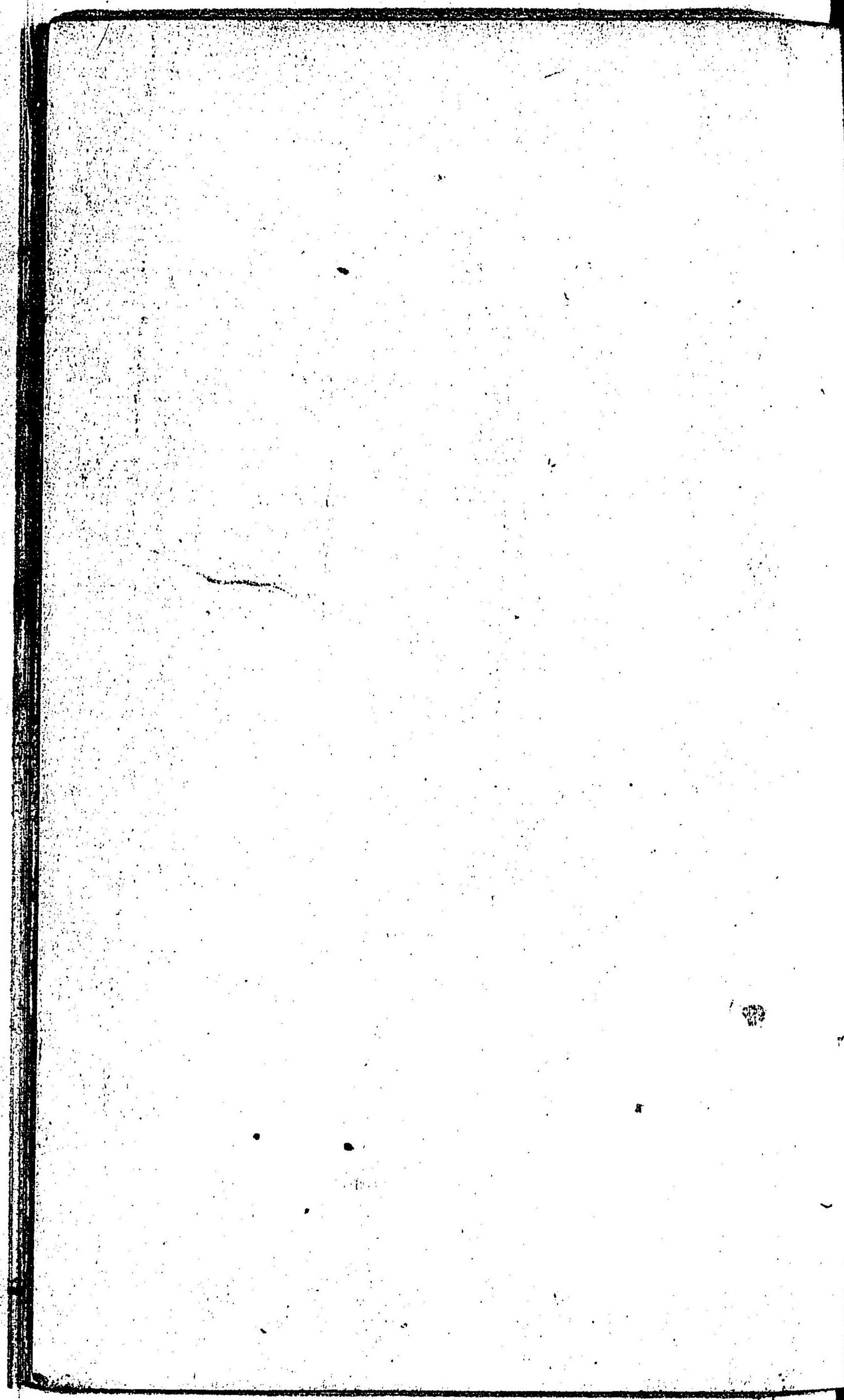
主神司及諸國大社も獨中臣を任して齋部を預らしめ是其遺らしし七八也凡大幣を造るは齋部官諸氏を率て神代の隨に造備ふべし然れば神祇官に神部ハ中臣齋部援女鏡作玉作盾作神服倭文麻績等ハ氏あるべきを今唯中臣齋部二三氏あるのみと考選に預らば神裔亡散て方に絶なむと其遺らしし十也勝賢九歳左辨官口宣今より伊勢大神官幣帛使専ら中臣を用て他姓を差を事なられといへり其事行はれど雖も官例に載るもの未だ刊除せざ是其遺られし十一也方今聖運初て啓けて皇輝を八洲に照さ往代の鄙俗秕政を改易め廢絶たると繼興して千載の關典を補給はむとす若此造式ハ年々富て彼望秩ハ禮を制め給はざば後の今を見る事猶今ハ古と見しが如くならむ愚臣廣成齡既に八十逾たれども犬馬の心且暮いまいよ切なり幸に求訪ハ休運に遇て深く口實の墜失ざる事を歡び又斯文の高タカ達奉りて天鑒の曲照ハ被らむ事を請ふと上奏古語拾遺初延曆中勅して儀

式と造らしむ其功訖と雖も伊勢大神宮止氣宮の神主内人等儀式帳各一卷と造て之を上りき類聚國史延曆儀式帳此に至て式を撰ふの議あり故に廣成神祭の式を修めむ事を奏しとらと其言終る行はれど類聚國史古語後六十三年に三々貞觀に始て祭禮の儀注あり其後又五十七年を歴て延長に神祇式あり蓋廣成が言を採用給ひ也三代實錄貞觀儀式延喜式秋豐前國解けらく八幡神宮司申云延曆十八年官符に大菩薩並比咩神封一千四百十戸ときよ太宰府庫に納しめとより春秋祭料に用ふべき物なしと云を以て府官檢校とて祭料を割充て其殘き雜物を神宮に納め府官官司と共に出納を掌らむむべく制給ひき然るに道路稍遠く使を遣はすと煩あり願はくは前例のまゝに神宮と國司と出納を掌りて其用物を年終に勘録て奉らむと云り勅して其請に従ふ類聚三代格新鈔拾勅符

神祇志料卷之二終

○二之卷正誤

- 二張右 隋當作墜 ○同五 當作之 ○四張右 班マ當作ア ○同左一行 忌當作忘 ○二行
- 五張右 拜當作拜 ○六張右 廷當作延 ○同左十 珠城當作瑞垣同十二行 ○七張
- 十二行 拜マ當作拜 ○十行注 廷マ當作延 ○一行 珠城マ當作瑞垣注亦同 ○左一
- 行 姊當作姨 ○同六 知當作和 ○同八 熟マ當作熟注文 ○八張右 華マ當作萃 ○同蒼
- 生マ當作生 ○九張左 亦マ當作赤 ○十三張 泊瀕マ當作泊瀕部 ○十四張 皇祖マ天皇
- クマ當作ク ○十二行 亦マ當作赤 ○左七行 泊瀕マ當作泊瀕部 ○右一行 皇祖マ天皇
- スマ當作ス ○同左 兄マ當作足 ○同九 間マ當作間 ○十五張 停マ當作停 ○十七張
- メマ當作メ ○一行 兄マ當作足 ○同九 間マ當作間 ○左五張 停マ當作停 ○右四張
- 注 熟マ當作熟 ○二十張右 鎌マ當作鎌 ○同左十 師マ當作師 ○十四張右 咒マ當作呪 ○
- 同左 粗マ當作粗 ○廿五張 壤マ當作壤 ○同左 久マ當作冬 ○廿七張 日マ當作日 ○廿八
- 八行 粗マ當作粗 ○右七行 壤マ當作壤 ○二行 久マ當作冬 ○左十行 日マ當作日 ○張左
- 十二 大マ當作太 ○三十張 封マ上脫社



神祇志料

栗田寛著述

三

系	類書圖宗				
	冊	号	架	函	属類

五本

神祇志料第三卷

○目錄大意

門人綿引建謹記

明治九年圖書局交付

此卷に、嵯峨天皇の朝、賀茂齋院を置き、祭祀の散齋に制を改め、神社修造の制、住吉香取鹿島社二十年造營の制、諸國神主遷替に解由を與へ、天下諸國司早災の時、神社を祈り奉るべき事、新嘗神今食小忌人數の制、伊勢神郡の雜務は、大神官司に、禰宜祝の褒貶をば、國司に掌らさめ、有封の社として、無封の社を修營さむるに制、此御世に僧空海神教を託て、高野の神地を奪ひ、藤森神地を掠め、まどく垂迹の説を弘めし事、淳和天皇大嘗祭を清素とて、祭事供奉に制限を定め、仁明天皇に至りて、大嘗祭奢靡なりし事、氏神祭の事、伊豆國阿波咩神の神異を示し給へる事、文德天皇の朝、角避彦神威靈ますを以て、官社とせられ、天下諸神有位ハ、一階を増し、無位は六位と叙せられし事、大己貴神少彥名神、常陸大洗磯前と天降り、海外より歸り給ふ由、神誨あり

りたに仍て社を建事、清和天皇の朝、天下二百六十七社の神に位階を進めし事、僧行教が請に依て、石清水社を建られし事、駿河淺間の神山、肥後阿蘇の神靈池、變恠あり、鹿島神御崇ありし事、陽成天皇の朝、天下諸神三千一百三十四神ありし事、住吉社神財帳、又氏人本系帳を造るの制ありし事、此朝より死穢の忌甚き事、宇多天皇の朝、外家の氏神を祭り、又賀茂臨時祭を始めし事、僧徒神封を侵掠め、圓珍等神崇を託て、神の爲に度僧を請ひし事、二月四月十一月先祖の常祀を廢べうらまとの制ありし事、聖代と稱ふなる醍醐天皇の朝、祭祀大に衰へ、神社修造の事なく、甚みだりしがはたきを、三善清行の當時の形勢を慨嘆し、神祭を興し、事を奏請したる事、延喜の神祇式は、唯前代に制を記したるのみなる事、朱雀天皇の朝、神祇の御祭や、衰ふまこと、將門の如きものありし事、又諸國神名帳と云もの、事、圓融天皇以後、藤原氏權を專らよまつるに合せ、寛弘に神鏡の災ありし事、

宸筆宣命を伊勢に奉りし事、後一條天皇諸社に封を寄給し、荒祭官神託ありし事、後三條天皇藤原氏の權を收めて、神を敬ひ坐し、事、白河天皇以後、延曆興福寺の僧、神輿を昇き強訴し、國司に神拜を妨げし事、鳥羽天皇の朝、佛事の爲、殺生禁斷を因て、神事違例多かりし事、國司神拜の事、崇徳天皇の朝、神祇官八神殿焼たりし事、諸國月次祭供神物を獻らざり、即位以來、廿五年、神祇官行幸なかりし事、是に於て藤原敦光神祇に禮典を舊に復さんと請ひ、近衛天皇諸祭供神の物先規を復給ふべく制給ひしかど、大嘗會の齋月に佛事を行ひ、諸國司を政に怠りて、總社を置し、事、鳥羽法皇熊野に神事を敬ひ給ひしが、神託ありし終に保元平治の亂ありし事を考證して、委しく記されり。

常陸 栗田寛 編輯

神祇三

嵯峨天皇

神野天皇専ら心と政事と盡し先皇の志を継ぎ格式の書を定むるに及て神祇の式文未だ修めらざると雖も其法制又見らべき者あり日本後紀類聚國史弘仁格式序

弘仁元年皇女有智子内親王を以て賀茂神社の齋院とし上皇と輯睦まこと事を祈る賀茂齋院此の始也貴女鈔一代要記二年勅して云令制に凡そ祭祀は所司

預め官より申し官散齋の日平旦諸司に班告く然れども散齋は日諸司より頒告る時は諸司未だ事を承ざらぬの前に禁忌を犯す者あり故今より令條を改て

散齋前一日頒告る恆例とせられき日本後紀類聚三代格是よりとき天皇即位の年勅

きて云諸國神社を修造せしむ由既に宣給ひつる年月を経て未だ修造を加へざ今より以後所在長官其事を專當り神税を充て之を修しめ無封社



ハ正税を用ふべく制給ひ日本紀四月に至て又勅して諸國神戸ハ課丁多く神に仕ふるの外公役より起事なければ神社を修理に役て又破るゝ時ハ從之を修めしめ國司毎年巡檢を加へ若修造を怠る者あらば罪に隨て破を科せむと詔ひ類聚三代格明年に至て諸國無封ハ神社ハ今後禰宜祝等之を修て大破を致さしむる事なれ國司毎々屢巡檢を加へ若禰宜祝等修理を勤めず破損を致さば並解却に從はん其位ある者は即位記を収め白丁は杖一百を決め國司檢校なく破壊を致す者は遷替ハ日其解由を拘へむ但風火非常の變よ遭へ輒く修造難き者言上て裁を請へと詔ひ日本後紀類聚三代格又勅云伊勢多氣度會飯高飯野等七郡神戸百姓其正税を徴と縁て必ず刑罰を加ふ己に齋事を亂り或は逃散を致せり故昔年出學を停しより後富民之借求るを以て其報償に數倍の利を加へ終よ學者罪あり債者弊を受るに至る宜とく明年より始て神稅の外に正税十三萬二千束を舉て其息利に充へく制給ひ

日本後紀類聚國史六月神祇官奏とく往吉香取鹿島三神社二十年を隔て皆改作るを常とせ其弊少からん今正殿を除くハ外は破に隨て修理る事を恆例とせん勅と之を許さ秋勅すらく頃者疫旱並に行れて生民安からん但禍を福とすは神明ハ道之座せば幣を天下名神之奉て此災を除らん日本後紀類聚又諸國妖言寔に繁く或は言國家に及び或ハ妾に禍福を陳ぬ其法制を亂る者斯より甚きハなし故若百姓輒く託宣と稱者ハ男女を論事之隨て科を決めん唯神官灼然其驗光顯るをば國司檢察とて言上せと詔ひ日本後紀類聚三代格大同中越前氣比神豐前八幡大菩薩官司等ハ還替國司に準て解由を與ふべく制給ひ是歲諸國神社の神主も相替るの日解由を與ふる事定む日本後紀類聚五年五月聖體不豫給ふを以て御贖祭を行給ひき此後毎年六月十二月一日より八日に至るまで御巫事を行て毎日供奉るは即其緣也年中行事秘鈔引弘仁神祇式秋勅けらく畿内近江丹波等國今より以後旱災あらば官長潔齋とて自ら嘉

謝と祈り務めて肅敬を致し狎汚す事なきを恒例とせよ又頃年秋稼額と垂  
 て百姓餘りあるは神靈祥と降をに依て也朕此嘉祝と奉り彼豊稔を歡ひ中  
 實を百神に寄きて勸勞を百姓に報せん宜しく天下國宰相に檢校を加へ官  
 社に幣帛を奉り高年耆老と物を施さる朕意を知しめよ日本後記七年夏大神宮  
 司大中臣朝臣清持犯穢あり又佛事を行ふに依り神崇ある事を致せり故大  
 祓を科せ見任を解さむ類聚國史又頃年新嘗會神今食に供奉べき小忌參議一人  
 と卜定むを以て若其人故ある時は事を關り故今より後數人を卜定て其關  
 に備ふべく制給ひ後又中納言已上及參議各一人辨二人を以て小忌とせよ  
 事を定む西宮記八年冬太政官奏さる伊勢國解に延曆二十年及去三年の格旨  
 と從て多氣度會二神郡に調痛を徵し決罰を行へども猶關念を致さ者多し  
 而も去平官答ふ神祇官十二月御卜崇に決る當國司舊例の如く神郡の正  
 税を州舉し刑罰を行ふ事を停めらるる時は二郡九十三前多氣郡五十一前  
度會郡四十二前

神祇の破損し爲所を知らざ其宅溝池畔家正名官舎を修め桑添を殖訴訟を  
 決むるが如き皆之を治ると由なし且官司は雜務に預らざるとして決罰を行ひ  
 國司は決斷雜務並行ふ事を得ざ一物修めざれば必解由を拘らる而も神  
 祇官唯神祇刑罰を停るの法を知り未だ新格解由を留るの苦を知らざ國司  
 をして感なく百姓意あらむ望請今より二神郡の雜務をば永く大神官司  
 に預らしめて其替を分附なば一物修造に便ありと國司遷代の煩なからん  
 事は神祇官を以て卜食とめて國解に從て行はんと云り因り勅して之に從  
 ふ類聚國史類聚十二年大和國奏さる部内神社其數尤多く畏の爲に歲を祈り  
 早け時に雨を祈り災害を除て頻に徵應あり假令大和大神廣瀬龍田賀茂穴  
 所等の大神是也頃者深齋を疎とせ其祥息さるは神主の黷奉るに依り  
 延曆十七年官符に神主は六年を限り秩滿是時點定て管上と云ふに依り其  
 神主を選申すと雖も選人を除て佐人と任る事あり請點上の人ば皆之を

任用給へ又官人神主に兼任る者全く其職とのみ勤て神社の營を致さざれば終に神社の頽廢に至る事あり望くは無官の者を神主と任し専ら祈禱を事として神社を修らめむ又禰宜祝等の考は國司勘定むるを神主は國司に隸せざるを以て任中其功過を檢覈に由なし望請は件神主の考は國司狀に隨て或は褒せ或は貶て其善惡を旌さむと奏さるば勅さる並其請に依らしむ秋神祇官奏さる承前の例伊勢大神宮司多氣度會二郡神田及七處神戸田等の租を檢納て祭祀に支用こと既に久し中間國司檢納を預るを以て案内を檢るに延曆二十年符云神祇台と神戸調庸田租は並に神宮を造り神に依ふるに調度之充て其神稅は義倉に准て國司檢校と云り既に檢校と云時は國司脚主等祭料と支度并其殘を注し申上て裁を聽げ者ば國司神用を勘収るもの既に舊例に違へり凡此大神ハ天下の貴社なればあまの類ハ元來禁給ふ所なるを諸國に准て國司之と掌るハ事よ於て穩ならざると奏さしか

ば例之依て國司と預る事なからしむ故其後官司檢納る祭料之充用ひ又造神宮及離宮の用に充るの餘り其數甚少祭用關る事あるを以て更ニ關料を請しよ去六年勅きて云大神宮年中神事一つとして關へきに非も當國神稅殘れる者甚少他國神稅徒に積て用ふる事稀也故他國の神稅をハ年中雜用に充て當國の神稅とは毎年儲置き已事を得ずして用ふべき者は先申きて後よ用べく制給ひき此より始て國司を預約て符旨たまへ充用ひさむると年中祭用稻凡四萬一千一百九十束一把今他國神戸百三十一畑の輪租五千二百五十束其例用を除くの外遺る所一千五百八十五束當國の租三萬五千束を充用るに關所の稻四千六百五束○按本書五束を五十束に作る者恐くは誤れり故全數を據て之を其代に正稅を借用て輪租を割て填進と雖も毎年殘有て封納に煩はし望請い煩はし國司預る事なららめ又正稅を借て關料に充る事を停めて専ら神官司として神郡の田租を檢納とめむ類聚三代格是歲宇佐八幡神主大神

朝臣清麻呂奏さく大菩薩ハ是太上天皇也磯城島金刺宮御宇天皇の世宇佐郡馬城嶺に顯給ひし時大神朝臣比叢祝を以て社を鷹居瀬に建て更之小椋山に遷し天平中諸男の子田麻呂相承て祝となり大神京之登り坐時禰宜社女神主田麻呂各賞あり其後正六位上辛島勝與曾女を禰宜とし從七位下宇佐公池守と神宮司とし寶龜中大少官司の氏を定めしより之を改る事なかりき然るに延曆十七年津島朝臣縣守を大官司とし大神朝臣家依と少官司とを以て後修理稍怠り災害屢起れり願くは舊に依て大少官司を置東大寺要錄引十三年大和奏しげらく去二年の符旨に依て有封の社ハ神戸百姓之を修め無封の社ハ禰宜祝部修理を加ふる事既之久し然るに今有封神社は破損を修ふる力あきても無封神社ハ全く其料なし仍て貧弊祝部等社を修めざるに檢責を逃るゝ事誠ニ其由あり凡神祇ハ本枝の別あるを以て其祖神は貴きて封あり裔神は微きて封なし假令飛鳥神ハ裔ニ天太玉櫛玉本枝

淳和天皇

格五ニ字脱たり今延喜白龍賀皇鳴比女四社ハ類是也今より無封苗裔の神を以て有封始祖社ニ分付け有封神主をして無封祝部を領しめは社ニ修掃の勤ありて國之崇俗の兆なからむと云り勅きて並其請之依らしむ新聚格勅字以下參取東大寺要錄初妖僧行基伊勢八神の神教を偽て東大寺を造り僧嚴澄日吉神ニ託て延曆寺を設けよふり此に至て僧空海姦誘の心を以て妄誕の説を唱へ丹生神の神教を假て高野の地を奪ひ稻荷神ニ託て藤森神地を掠め朝廷を欺き人民を惑ふつゝを以て本地垂迹の説ますく天下ニ行はれき掛元享釋書山家要畧記高野大師遺告壇裏鈔諸神記天高讓願遠天皇即位の年大嘗祭を行ふ初大同中藤原朝臣眞夏大嘗會所に預り千功の標を造り八份の舞を調ひ三より大樂を費始て起りき此に至て右大臣藤原朝臣冬嗣大納言藤原朝臣緒嗣等諫奉りげらく聖上承繼て太嘗類ニ行はるゝを以て人民弊多し然るに神態ハ已べきに在ぬば今其飾を停め弊を省べしと奏す時に朝日朕素より飾を好

まは唯神態を事とせし耳也。宣給ひ、即緒嗣とて其事を檢校とむ。於是緒嗣奏請て、中納言良峯朝臣安世、參議伴宿禰國道を檢校使とて、治部省廳を行事官とし、卜筮をて齋院を定め、宮内省を悠紀所とし、中務省を主基所とし、一切玩好、金銀刻鏤の飾を用ひ、其標は神に橋木、鞠等を飾り、悠紀主基の字と書て、樹末に着け、專清素を以て神態に供奉らとめ、其用品所の正税、悠紀主基各十萬、後國司の請ふ依て、各五萬を加ふ、省約に従ふを以て也。又屢大嘗會ありて、國民甚く彫弊るに依て、二國の橋夫に、各其路料を給ひ、類聚承和中に至て、大嘗會の弊尤多しと云。續日本後紀、類聚國史十二月、諸司祭事に供奉、刻限を定む。凡二月祈年祭は、辰二點以前、所司事を辨備、三點に參議以上座に着て、行事を始め、六月月次祭、卯四點以前に事を備へ、辰一點の行事を始め、十二月亦同じ。神今食は、戌一點、齋院之御し、十二月は、寅二點に宮に還給ひ、十二月卯一點、宮内神祇縫殿の三司、延政門外に候ひ、二點門に叫ぶ、祭御殿に參入

とむ。十二月も之と同じ。大祓は、未四點、十二月、宮内等三司、延政門外に候ひ、申一點、十二月は、未四點、十二月は、二點、宮内等三司、延政門外に候ひ、申一點、十二月は、二點、祓を始め、十一月新嘗會は、十二月神今食に同じ。鎮魂は、酉一點、事を辨備へ、二點に參議以上座に就て事を行ふと承例也。西宮記、年中行事秘抄、天長四年正月、是よりさき、東寺僧空海私に稻荷神を以て、其寺の鎮守とて、又神社の樹を伐り、塔木を用ひたりき。參取藤森錄、起性靈集、增善抄、二十二社注、是に至て、天皇聖體健ならど、之と卜ふに、稻荷神の御崇也と申す。故内舍人、大中臣雄良を其社に遣て、始て從五位下の冠を授奉りき。類聚國史、蓋此は空海、其寺の鎮守を崇奉る爲に謀りて所也、參取類聚國史、增善抄、廿一社記、大志、當時僧徒神威を假り、佛教を弘むる者、大概此の如く朝廷亦頗る其言を用給ふを以て、此後佛器を神社に奉り、或は佛經を神前に讀まむるが如き事又起りき。續日本後紀、類聚國史、日本仁明天皇、天璽豐聰慧天皇即位の四月、伊勢權守和氣朝臣真綱を遣て、御劔幣帛と八幡宮及香椎廟に奉り、新に位に即給ふ事を告む。續日本後紀、真綱は清麻

呂の子也此後天子位之即時ハ必老和氣氏を以て使じす日本紀畧西宮記和氣系圖宇佐託宣集

之を宇佐和氣使といふ百鍊此天皇尤奢靡を好み錦繡を飾り給ふを以て其

即位大嘗の儀蓋又古の如くならざ續日本後紀承和五年本朝文粹御禊行幸の時皇太子先

禊所之至給ひ蹕聲を聞よ及て輦を出て天皇を迎奉り禊畢直相輦に御之

て群臣に饌及祿を賜ひ大嘗の明日豊樂院之御志て終日宴樂を給ふ悠紀主

基共に標を樹つ又極て巧妙なりき悠紀の標ハ山上に梧桐を栽其上之兩鳳

集り樹中より五色の雲起り雲上に悠紀近江ハ四字を懸け其上ハ日像あり

日上に半月ハ像あり其山前之天老及隣像あり山後に連理吳竹あり又主基

ハ標は慶山ハ上に極春樹あり樹上に五色慶雲を泛ふ雲上に霞あり霞中に

主基備中四字を懸け其山上に西王母益池と獻皇圖王母の仙桃を盜む童子

及鸞鳳麒麟立鶴等の像あり悠紀樂標は大象の背に小臺を結構ふ象左に象

を取ふ胡人あり又書障子を擘る兩童子あり其文ハ周禮曰旄人掌樂也禮記

曰民勞其舞綴短民逸其舞綴遠故觀舞而知民治不之書たり其障後之烟霞あり霞中に機を設け舞人の出進を隨て其舞名を擘ふ續日本後紀是日豊樂殿

前之砂石を集め樹木を殖て山阜を造り縹布を敷き萍藻を散して海渚とし

船を其中之浮べ海人の藻を拾ふに象て拾琴樂を歌はしめき體源其明日悠

紀は屏風四十帖主基は挿頭花和琴各二机厨子十基屏風二十帖を獻りき續日本後紀

本後三善朝臣清行が所謂彫文刻鏤麗靡煥爛と云へる者又其一端を見よべ

し本朝文粹承和元年正月山城葛野郡上林郷を伴宿禰等に賜て氏神を祭ふ處と

し二月勅して小野氏五位已上春秋の祭毎に官符を待せして近江滋賀郡小

野氏神社に往還事を聽し四年二月大春日布瑠栗田三氏五位已上小野氏に

准て近江氏神社に往事を聽し給ひき續日本後紀當時祖神と云て氏神と云る者

其因て來る所蓋し瑞垣朝物部連祖石上神社を祭り難波高津朝竹田川邊連

竹田神社を祭ふが如き皆其氏神也舊事本紀新撰姓氏錄○按石上社は布都

御魂劍を祭れる社あれば物部の氏神と

は云べからざるか如くなれど、其祖神の瑞寶を、諸神の裔各氏あり、諸氏各其合祭りし故に、氏神とも云ま也、姑附て考に備ふ、

族あり、諸族之と氏人と云ひ、氏人と統治る者を氏上と云ふ、參取續日本紀、新撰姓氏錄、三代實

錄、貞觀儀、故祭事ある時は、氏上必そ其氏人を集り祖神を祭る、之を氏神祭と式大意

云ふ、參取續日本紀、續日本後紀、万葉集、延喜式大意、後世に至りて、其本居る祭る神を氏神とし、其地よ

生る者、其神の氏子とそふを又古の遺風也、古今著聞集、臥雲日伴錄、諸神記、當時又梅宮

神を葛野川頭に遷祭る、即大后橋氏の氏神也、色葉字類抄、三代實錄、是年石見五郡の神

十五社早疫の災を祈る、毎々靈應あるを以て、始て官社に預らるむ、本注云其神名は具

お神祇官帳に在り六年越前氣比大神宮の雜務を神祇官に隸し、其國司に預る事を停

ちめ給ひき、七年是よりさき伊豆國奏さく賀茂郡に神を造れる島あり上津

島といふ、其島は坐阿波神物忌奈神新に神宮四院を造る、其山川は形狀妙く

麗しく、沙石みな照耀けり、其後海中火あり、烟炎部内は滿つ、其神異實に驚く

べし、神告て曰、我は三山大神の本后にまゝ、御子五柱坐せしと、後后神にのみ冠

位を授坐せ故に、此怪を顯せり、國郡司等此事を奏さどば、我鹿火を出きて、燒

亡し、ん若、我に冠位を授給は、天下平穩ならむと教給ひしが、是歲雲霧自

ら露り、神造の院岳悉く見ると奏を以て、二神に位階を授奉りき、續日本田後紀

文德天皇

邑天皇嘉祥三年八月、遠江角避比古神を官社とす、是よりさき國司奏言さく

此神の叢社大湖に臨給ひ、湖水は漑く所みな其利に頼る、湖水は一口あり、塞

れば百姓水害を被り、開けハ年穀豐穰を致せり、或は開き或ハ塞る、實に神の

所爲也、願はくば此神を崇奉て、民の爲る福を祈らむ朝廷即之に従ふ、尋て甘

露白龜の瑞あり、公卿賀表を献りき、爰に建禮門前に大殿して、侍從島江王と

伊勢太神宮神祇大副中臣朝臣逸志を賀茂大神社神祇權少祐占部業基を尾

張大神社に遣して、賀瑞の由を告し、又五畿七道諸國に下知て、幣を名神と班

て、賀瑞を告しむ、文德實錄四年正月、勅けらく、去年特に思ほし召所あるに依て、天

下大小諸神の既に官社に預るを未だ公簿に載ざるも、有位は更に一階を增

し無位は新に六位に叙さる。唯大社並名神は無位と雖も從五位下と授奉らむと云り、而るも今推量に六位の中、其階四ありて奉行の疑あり、故宜とく五位を授奉る神を除くの外、有位無位を論ず、共正六位上に叙さへむと宣給ひき。類聚三代格、文德實錄、然もとを伊勢二所大神宮、日前國惣大神、神祇官、坐大宮賣神、御食津神、事代主神の如き、終に神位を授奉る事なきは、蓋深く其神を崇むる所以也。得酌文德實錄、三代實錄、延喜式大意、仁壽三年始て富麻奈社本祭を行ふ。諸社根元齋衡元年神祇官解さく武藏下總安房常陸若狹丹後播磨安藝紀伊阿波等神社の祈年月次、新嘗祭幣ハ祝部等格に依て受取り供祭るべきを、頃年緩怠て受奉らば、徒に神祇官庫底に積り、此ハ道路遠、往還に難きを以て也。望請ハ使と差て奉らめんと云り、仍て今より貢調使に附之を、勉らむ。官長等齋敬て其幣を奉るべしと制給ひき。類聚三代格、三年冬、常陸國上言さく鹿島郡大洗磯前オホシマノに、新に天降り坐す神ありて、人々感て云、我ハ是大奈母知少比古奈神也。昔此

清和天皇

國と造説て去て東海に往りしが、今民を濟ふ爲に更も又歸り來りぬと教給ふ由を白き、明年に至て、官社に預らしむ大洗磯前神、酒列磯前神、即是也。文德實錄、水尾、天皇貞觀元年春詔さて新に天下諸國二百六十七社の神に階を達め位を授奉り、秋、畿内水分子山口等四十五社に神に幣を奉て、風雨を祈らめき。三代實錄、凡神に位階を授くるは制、天平勝寶に始り、此に至て甚盛也。此後又多し然れども、素より神の尊卑等級大社名神の差別あるにあらば、唯神威を崇め畏み、或ハ事と觸て禱祈報賽するに因れり、故其神階一社に限るを以て、同神と雖も社異なる時は又必しも同位に非ざる也。藥括讀日本紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄大意、是歲僧行教が請に依て、勅さて石清水社を建ち、朝野群載、帝玉編年記、四年神祇官奏さく伊勢大神宮、神嘗祈年月次祭及臨時幣帛使、官城を出る時、左右京職其坊令兵士を擧ぐ、外門に相迎へ、京極に送り、近江伊賀伊勢等は其國界に至るに及ぶ目以上一人、郡司健兒を擧ぐ、祇承を例とせ、而るも頃年祇承を致さば、汚穢



を掃はど路頭に人馬骸骨あり既に穢惡を見る何て清瀆と云む望請ハ祭使  
と遣を毎ニ國司一人をし祇承奉らとめ穢惡を掃清志めむ若怠る者あら  
ば關祭の法ニ准て上祓を科せむ勅して請に依らしむ類聚三代格、六年秋、是  
政事要略よりさき駿河甲斐言とく富士郡淺間大神の山と火起りて光炎高揚事二  
十丈山燒事一二里巖を焦し嶺を崩して沙石雨れ如く雲霧天を蔽ひて野  
山辨難し此ハみな大神に御崇也と奏しき此ニ至て勅云去年五畿及伊  
賀伊勢志摩遠江相模上總等國ニ格制を下して國家を鎮護り災害を掃ふは  
神を敬ひ祭を欽むに在事を警とむと雖も諸國司其旨を領まじ神社の破損  
祭禮の疎慢あるを以て神崇あり故諸社を一新し華飾を加ふべく命給ふ  
に今ニ至るまで其事なし宜とく修飾を加へよと制給ひき此後肥後健甕龍  
命の神靈池甚く震動一夜に沸騰り比賣神嶺なる石神類崩るが如き變怪  
又多し明年に至て之を卜ふ兵疫の事あるべしとト合き是と於て和氣朝

臣龜範を遣し幣を豐前八幡神ニ奉らしめ是歲甲斐國より淺間明神屢災  
異を示し百姓を病とめ此國ニ齋れ給はむと神宣ある事を奏しかば勅し  
て官社に預らしめ給ひき三代實錄八年常陸鹿島神宮奏とく大神苗裔に神三  
十八社並に陸奥國ニ在り實錄、八年常陸鹿島神宮奏とく大神苗裔に神三  
十八社並に陸奥國ニ在り一前、標葉、互理、二郡各二前、宇多、郡七前、宮城、色麻、二  
郡各三前、小田郡四前、一前、標葉、互理、二郡各二前、宇多、郡七前、宮城、色麻、二  
郡各三前、小田郡四前、古老傳云ふ延曆以前は大神の封物を割て諸神の幣帛ニ充奉り  
つるを弘仁より以來止て奉らど之に因て諸神崇を成し物恠頻に著る仍嘉  
祥元年幣帛を辨備え富國に移文を請り彼國ニ向ふに舊例なしと稱て關に  
入る事を聽とせ爰ニ福宜外正六位上中臣部道繼關下ニ留て社ニ向ふ事を  
得て資らす所ハ幣物を河頭ニ祓棄て空とく歸來りき然るに頃年夏月風寒  
く秋稼稔らど疫癘多に起りぬ故官司之を卜ふに件神崇給ふと云を以て幣  
帛を奉るべき由祈り申さき望請は彼國ニ下知り幣帛を奉らしめ給へ其料  
は大神封物を用ひむと云り勅とて請に依らしむ三代實錄、類聚三代格、尋て勅云天平

寶字二年民間宴集爭鬪あるを以て王公以下供祭の外酒を飲事を得ざらしむ。而るに今諸家諸人六月十二日被除神宴の日絃歌醉舞して神靈を悦しむる時諸術舍人並放縱の輩主け招を待たして漫に其饗を預る始は酒食を愛するに似て後は更なる被物を責む其求給らざれば忿訟詈辱又神言に託て主人を恐喝せ此の如き濫惡群盜は異ならざ今より一切禁遏めて犯す者は各其科に處せむ秋大舍人頭磯江王神祇大副大中臣朝臣豐雄權大祐齋部宿禰高善を伊勢大神宮に遣し幣帛及唐國絲帛錦綾を捧げて應天門に災を告奉り又幣及纈纈白綾を南海道諸神に班て災異を禳ふ事を祈り其名神は京庫の幣帛を捧げ天神地祇の國々々長官自ら潔齋して其正税を幣帛に交易て奉るべく制給ひき八年藤原朝臣須惠子を以て春日大原野齋女とす三代實錄初天皇幼くして位に即給ひしうば四時諸祭多く親ら臨給ふ事なく天下の大政は太政大臣良房みな攝行へるを以て殊に其氏神の爲に齋女を置て伊勢智茂の齋王と擬ふる時ハ曠管れ迹頗る著る而して春日祭此後尤盛なりき參取三代實錄大鏡大意十年夏撰格所奏とく大和國弘仁十三年の官符に依て神社を修むるに甚便あり今より後四畿内七道諸國無封苗裔の神と有封始祖の社に附て修掃を加へしめむ勅と之に從ふ類聚三代格秋制給はくさきと勅して諸社祝部白丁を補す事を停めしめき然るに今諸國本符を忘れ偏る氏人神戸と云て悉課丁を擬補らるる事政途に害あり縱令氏人神戸百姓と雖も先八位及六十已上事に堪たる者と盡して若其人なくば之を用ひよ况や氏人心稱と雖も其實跡なき者あり故神主禰宜祝部等氏每社其由を勘申さしめ國司も其を覆檢て帳を造り永く計會に備ふべく制給ひき三代實錄類聚三代格十一年新羅賊船筑前に至り豐前け貢絹を奪ひ太宰府廳樓に大鳥の恠あり神祇官陰陽寮並言く此ハ隣國兵寇の兆也爰に使者を伊勢太神宮に遣して幣を奉らんと其告文と曰天皇が詔旨と掛長き伊勢の度會宇治五十鈴の河上

伊勢智茂の齋王と擬ふる時ハ曠管れ迹頗る著る而して春日祭此後尤盛なりき參取三代實錄大鏡大意十年夏撰格所奏とく大和國弘仁十三年の官符に依て神社を修むるに甚便あり今より後四畿内七道諸國無封苗裔の神と有封始祖の社に附て修掃を加へしめむ勅と之に從ふ類聚三代格秋制給はくさきと勅して諸社祝部白丁を補す事を停めしめき然るに今諸國本符を忘れ偏る氏人神戸と云て悉課丁を擬補らるる事政途に害あり縱令氏人神戸百姓と雖も先八位及六十已上事に堪たる者と盡して若其人なくば之を用ひよ况や氏人心稱と雖も其實跡なき者あり故神主禰宜祝部等氏每社其由を勘申さしめ國司も其を覆檢て帳を造り永く計會に備ふべく制給ひき三代實錄類聚三代格十一年新羅賊船筑前に至り豐前け貢絹を奪ひ太宰府廳樓に大鳥の恠あり神祇官陰陽寮並言く此ハ隣國兵寇の兆也爰に使者を伊勢太神宮に遣して幣を奉らんと其告文と曰天皇が詔旨と掛長き伊勢の度會宇治五十鈴の河上

の下都盤根<sup>シノツツ</sup>大宮柱廣<sup>オホミヤハコ</sup>立高天の原<sup>タカマツノノ</sup>千木高知<sup>チキタカチ</sup>て稱言<sup>ホトコト</sup>竟奉<sup>オホム</sup>る天照坐皇大  
神の廣前<sup>ヒロノサキ</sup>に恐み恐みも申賜へと申さく去六月以來新羅賊船豐前の貢調の  
絹綿を掠奪又太宰廳樓<sup>タサキ</sup>に上に大鳥の恠あり肥後陸奥及諸國地震風水の變  
あるハ隣國の兵革の事在べしと申せり傳聞彼新羅人ハ我日本國と久き  
世より相敵み來たり而も今境内に入來て調物を奪取て懼沮なきハ其意  
況を量ると兵寇の萌是より始るか我朝久しく軍旅なくて警備を忘たり兵  
亂の事尤慎恐るべし然ども我日本朝ハ所謂神明の國なり神明ハ助護り賜  
ばば何の兵寇が近き來るべき況や掛も畏き皇太神ハ我朝の太祖と御座て  
食國の天下を照賜ひ護賜へり然らば他國異類の侮を加へ亂を致すべき事  
と何ぞ聞食て警賜ひ拒却け給はざらむ故是以王從五位下弘道王雅樂少  
允從六位上大中臣朝臣冬名等と差使して禮代の大幣帛を忌部神祇少祐從  
六位下齋部宿禰伯江が弱肩と太織取懸て持齋り捧持しめて奉出給ふ此狀

を平げく聞食て假令時世の禍亂として寇賊の事在べき物なりとて掛くも  
畏き皇太神國內の諸神達をも唱導給ひて未然に沮拒排却け賜へ若賊謀已  
熟く兵船必來べく在らば境内に入賜はざしと逐還し漂没しめ給ひて我朝  
の神國と畏懼れ來れる故實を亂失ひ賜ふなと申さくめ給ひ又五畿七道  
諸神及石清水神社と祈らしめ給ひき十三年秋右大臣藤原朝臣氏宗等弘仁  
式と刪定て貞觀式を上る此に至て祭禮の儀注又始て備る是歲攝津奏さく  
住吉神社の封戸筑前國に在り其調庸綿は租穀を賃ふ充る本社に運進の例  
なるを數十年を経る送納の事なく祭事の闕乏を致せり願くハ太宰府貢綿  
船に附て毎年運進て祭料に充しめむと奏さき朝廷勅して請て從て永例とせ  
しむ三代實錄是歲以下 十四年平野社預卜部宿禰平麻呂解さく去承和中神  
社參取類聚三代格の地十段を割り典藥寮に授給へるを以て神事を行ひ御馬を走らさべき  
地なく御祭を集ふ諸司の馬車など填塞る往來路なきに至れり願くハ早く

件地を返し賜はらむと請奏しき、仍て葛野郡上林郷一町を授け、三代實錄類聚三代格

十七年に至り、又木島上下兩里の栗田五段を充て、百姓の班與ふる事を停む

三代實錄 是歲春、祈年月次新嘗等幣帛を受とる諸國は、齋衡の制を改め、畿内外國

共に税帳大帳朝集の三使を附て、之を班送るべく制給ひき、類聚三代格 陽成院天

皇元慶元年大嘗會檢校辨悠紀主基行事を定め、行事所に印各一面を賜ふ、秋

行事所奏とく、五畿七道諸國より會料雜物運輸せ、後丁と差課とるよ、遠近多

く疲る故程糧を賜て期會を失ふ事勿らとめ、初てことを聽し正税を賜

ふ、九月、中臣齋部と諸道よ分遣して幣を境内に天神地祇三千一百三十四神

に班ち奉りき、○按延喜式、三十四の誤りに似たり、然れども今始く舊文に従ふ、三年住吉神財帳を造らし

む、初彼社の神財類に觸て數あり、而もに主等守掌を勤め、遷替ありと雖

も、勘發する事なし、故前神主津守公在の時、多く神財を失へり、唯自ら犯取の

みよ非と兼て人の爲と盜まる、仍て勘責を加へ、其任を解しめ、今より後國

司神主相共と神財を檢定め、子細に勘録し、遷替毎よ必と三通を造りて、其一ハ

官に進り、一ハ國に附け、一ハ社に留むるを以て恆例とせしむ、類聚三代格 五年、伊

豫奏とく、貞觀十年官符に、禰宜祝部等氏毎社之帳を進て會計に備へむと云

り、故符旨に隨て、六位以上の社祝部氏人帳、毎年勘造し、朝集使に附て、官に進

むると以て、期限程なく勘造に煩あり、望くハ郡司譜圖に准て、一紀と一度進

る勘會の備へむと白しき、仍て勅し、天下諸國諸社祝部をして、三年毎よ氏

人本系帳を進めて、勘會に備へしむ、冬、太政官奏とく、大和城上郡登美山と坐

從一位勳八等宗像社氏人高階真人忠峯が解狀よ云、淨御原天皇御世より以

來、氏人等本社に奉り、神寶園池其數稍多し、且高階真人世に相繼る當社の

事を主れり、而もに世遠く人怠り、或は守掌を勤め、神寶を失ひ、或は彼此相

譲り、祭事を闕怠を以て、屢神崇と致せり、願はくは筑前の本社に准て、神主を

置き、神事を掌らしめ、勅し、之に従ふ、三代實錄類聚三代格 六年九月十三日、弘道王

と伊勢太神宮に遣して幣を奉らんとむ。去十一日内裏大産に穢あるを以て也。時に神祇大副大中臣朝臣有本奏さく。去元年内裏大産の時十一日奉幣使を停め。十三日發遣せり。大外記巨勢朝臣文宗は犬産宜とく三日を忌べし。元年九月九日犬産み十一日忌限既満。十三日を致齋と云。其前後を散齋と云。たりき。然れば今月十日犬産を以て忌限の満日は前散齋に在り。故十三日を用ふべし。らと奏。朝議以爲外記の言ふ所理あり。然しども所司事を行ひ幣物既備を以て。有本が言に従ふ。三代實錄。蓋貞觀以來。死穢産穢に依て朝議を費し大禮を闕その。大抵此類也。參酌三代實錄。日本紀略。七年伊勢齋王野宮を造ふの工夫。元數一萬三千五百六十人。是歲減て六千七百三十八人を用ふ。遂に立て恆例とす。初其人夫五畿及近江美濃丹波但馬播磨等國より徵發して。人毎に十日を役ふ。是に至て美濃但馬播磨三國を停めて。他國に替ふ。道路稍遠く。人民煩多げし。ば也。三代實錄。此天皇御心常ならず。君德ればし坐さす。世繼物語。祈年祭の

光孝天皇

前日に刀を拔て人を殺し給ふが如き御所業尤多し。玉海永安二年。參取世繼物語。故太政大臣基經謀らひて。時康親王を位に即奉り。親王の即小松大皇也。世繼物語。其秋勅けらく。禰に賀茂神山と稱すべからざるの制屢降ると雖も。無賴の輩猶猪鹿と射る者ありと云り。宜しく嚴に禁斷を加へ。若犯者あらば。五位は名を奏し。六位は其身を捉遣し。法に依て科に處せむ。類聚三代格。尋て越前氣比神宮司大中臣安根解云。案内を檢ふる。本社延暦十二年の制に依て。封租穀を神庫に收めて。國吏に預らしめざる。既に久し。而も去弘仁元年介橋朝臣永繼宮司と論ふ事ありし。官司相争ふ。意なく。件租穀を官庫に収めて。専ら國司に任せたりしより。後其祭期に當て。懸部官庫より運漕の間に。殆ど時過て。神事を疎畧にす。望むらくは。神庫に徵納て。申請の煩を省らむ。於是太政官處分。仍て。件租穀専ら神用を充て。他色に用ひ。舊例にまよと。神庫に納て。其出納をば國宰官司相共之を掌るべく。制給ひ。三代實錄。類聚三代格。又氣比神戶百姓を國役に充

事を停めしむ是歲繫子女王と卜定る齋宮と名仁和二年夏伊賀伊勢に下  
 知して日齋王近江新道を取て神宮よ入給ふべし故伊賀舊路の頓宮を停  
 む九月五日中務省犬死の穢忌限に満ざるを以て齋王の禊を停め七日禊を  
 行て九日神宮よ入奉らむとぞ時に太政大臣第犬死觸穢の人内裏よ入るを以  
 て又之を停め給ひ十二月神宮奉幣使を發遣せらる天皇大極殿と御ととす  
 是時畫所に犬死の穢あり太政大臣諸公卿議奏とく畫所ハ官門左右衛門陣  
 の内よあり凡神事を行ふに當て諸司穢あれば札を衛門陣に立て事由と告  
 知とて出入を聽さるハ禁中を潔くするが爲也此に依て之を言へば禁中  
 に穢と云べと奏さき故臨御給ハば便ち中納言藤原朝臣山陰と建春門前  
 左衛門陣外に遣とて散位幸世王を召と告文を授て發遣とむ其告文ハ太政大  
 臣里第紙を取て在外ハ内記に書とめき齋王十九日と以て解除を修めむとせ  
 とに十七日内裏犬死穢に依て之を停め更に二十四日を卜定め又改めて其

宇多天皇

明日に御禊を行ふ當時死穢の禁忌大抵此の如し既よして齋王伊勢と至る  
 本使藤原山陰奏とく廿八日王輿近江垂水頓宮より出と伊勢鈴鹿頓宮よ  
 到る其夜西垣外の借屋に火あるを以て齋王更衣の車よ乘て頓宮を出給ふ  
 國守等火を救へども撲滅とせあたはば西風差扇き火勢甚熾として遂と寢  
 殿逆殿に及へり故垣外諸屋を寢殿として齋王を安置奉る由と申と爰と天  
 皇手勅を賜て七日を過ば物煩あきとを解謝しと早く齋宮よ入奉るべしと  
 詔給ひき冬勅しと伊豫正税讚岐正税穀各千斛と齋宮寮と充つ承前ハ例齋  
 王太神宮よ入る後伊勢正税三千斛を以て新居の費とす今改て之を充し  
 三代 宇多院天皇寛平九年四月勅しと河内の當宗杜本神を祭るを再興せ  
 實錄 とも皆天皇外家の神也 年中行事秘鈔引 承和中梅宮神を祭りしより後春日  
 大原野平野山科等外家の氏神と祭る者頗多し其祭大概二月四月十一月と  
 用ふ 年中行事秘鈔 此冬始て賀茂臨時祭を行ふ初天皇未た皇子なりと時賀  
 鈔公事根源

茂神教奉らる弘仁より齋女百官供奉りぬれば怨奉るいあらねど冬祭を  
 を預らぬめ給へて詔ひき其後程なく思召よらぬ位よ即せ給ひけるを以て  
 即此祭を行はれき大鏡裏書寛平御記神  
 皇正統記公事根源五年坐越前國正一位勳一等氣比太  
 神官司中臣清貞解さく齋衛三年の官符を檢るよ神官司と神宮寺別當相共  
 よ封物の出納を勘知れと云り其後例に依る先神宮を納め後寺家と分與  
 ふ是官司の處分よと國宰の預る所にあらね然るを此年國宰足羽郡野田  
 村の神封を分て神宮寺料とせらる故別當僧平鎮等封郷に入て調物を押妨  
 く若此の如くにとて改め給ふ事なくば神と供るを先僧侶の食となり神  
 社の民還る寺家の人とならむ然れども國宰の行ふ所官司制と難し望請ハ  
 國宰に勅して郷を分つ事を停め官司封物を掌る事舊例の如くし供神に  
 後色よ隨て頒行ひむと申しき勅して之に従ふ類聚三  
 代格初朝廷諸國に神宮寺  
 と建給ひよより天長承和の際或は神封の丁を割て神宮寺に充て或は官司

氏人をとて神宮寺を修理しめ此に至る神地を侵て寺領とすよの弊あり此  
 後僧圓珍の徒専ら妄説を唱へ神崇に託て朝廷と欺き賀茂春日大比叡小比  
 叡飯道山津照三上兵主諸名神の爲に度僧を請ふ朝廷又皆之を聽と給ふ時  
 ハ神道何ぞ衰へざる事を得む參取三代實錄類聚  
 三代格扶桑略記七年夏大和神社神主大和  
 人成解さく別社丹生川上神の祝等云御社を建しより今に至るまで幣と捧  
 け馬を奉り給ふを以て本社四至内ハ神馬を放牧狩獵を禁給ふ御制な  
 り而るに國栖戸百姓及浪人等事を供御に寄て神地を奪妨け屢汚穢よ觸る  
 神崇を致せり願くば嚴よ禁制を加へ給へと申しき勅し之に従ふ冬制給  
 ばと諸人氏神多く畿内に在り毎年二月四月十一月先祖の常祀を廢むべき  
 よあらね若申請ふ者あらば直に官宣を下とむ意よ任せ遊蕩日を経る事  
 なかれと仰せ給ひき類聚三  
 代格後世伊勢神宮賀茂社祠官等又此月を以て氏神  
 祭を行ふ即其遺制也神宮雜例集賀  
 茂注進雜記九年夏山城國奏さく管八郡郡司ハ解

醍醐天皇

賀茂祭の騎兵土浪人事に堪たる者を選て差遣既と畢と而るに事を高家  
と寄て國命に從はせ若君上とせは恐くは後實あらむ仍て拒捍人交名を注  
しと申送ると云り國案内を檢ふに承引け輩二十人及ばせ陳列の儀關念  
を致すべし望請此の如き類土浪を限らせ蔭贖を論せ行齋の外皆五十と決て  
將來を懲さむ爰に勅し給はく其罪贖ふべき者ハ國司其罪過を勘へ法に依  
て贖を責め其餘は請と依れと斷ひき類聚三代格天皇自ら書と著して政要を述  
べ又新嘗神今食神嘗等諸祭には御親ら八省院と幸とて其儀を行ひ齋宮齋  
院用途に關乏を補ひ齋官寮司を選任とべく誠め給ひ寬平遺錄秋に至て位を醍  
醐天皇と讓奉りき日本紀要扶桑略記冬勅して五畿七道三百四十社の神に位各一階  
を授けしむ日本紀要國大曆大儀社注題狀引新國史是歲神祇官奏げらく太神官司解に備檢非違  
使國內に在と雖も卜食に非ざる者神郡に入ら事なし故度會多氣飯野三神郡  
諸人或は禁忌を犯し或は醜惡と好み訴訟の輩日に絶せ然れども官司は神

事を勤て巡察と違あらせ望請ふ神民の事と幹たらむ者を選非違使に充て  
專犯罪を糺とせめ大内人大内に准て笏と把て事と從はむと申と即勅して太神  
官檢非違使と置る類聚三代格初弘仁八年制げらく神祇官奏に祈年月次等の祭  
日諸社祝部等預め祭庭に集て各幣帛を受て其神に供ふべきと頃年祝部怠  
りて參集ふ事なく一百四十二裏幣帛と官庫に收て之を付る事あたはせ願  
はくは寶龜六年に格に依て幣と班つれ日參來と云祝部有位無位を論せ一  
切本よ還とせむ類聚國史類聚三代格貞觀十年又勅とて云弘仁の格旨一度の關念に依  
て其任を停あるは事甚苛刻にきて適中の理とあらせ先上祓と科せて將來  
を慎まよめ猶悛めざる者は解却に從はむと制給ひ寬平五年祈年新嘗の祭  
日奸濫なる輩多く集て其幣帛を奉る時は老少孳擾の事を致し禰宜祝部等  
神祇官と至らせ神禁を犯とて奠祭に心なき者を戒しめ明年畿内近江紀伊等  
國司に勅とて様目史生一人を使に充て禰宜祝部と率て神祇官と向て各幣帛



と受べしと詔ひき、類聚三代格然もどち此に至る其弊益甚しく諸國司任中神社

に破損を修めど禰宜祝等言を前司に託て其責を脱る者あり、參取類聚三代格政事要

畧、本朝延喜六年制給はく神社大中に破れを致す者ハ前司並同任其料を出

して後司之を修め少破は有封神社及見任れ吏と共に神戸百姓を役て造營

と既之任を去て京に入者は彼同任と見任と郡司禰宜祝等を責催し修填

しむ後延長中に及ぶ太政官符を神祇官に下して諸國禰宜祝等神社に少破

を修めど大損を致すハ公家の修理を待て私功を加へざる故也自今以後神

社修理の時ば公使と差て禰宜祝社預等共々檢知し署名を加へ十年と限と

して其間少破あらば禰宜等修理を加ふるを以て恆例とせ、政事要畧當時朝廷祈

年夏冬の月次新嘗等四祭を重みと尤國家の大事とす名けて四度幣と云ふ

類聚三代格十一年勅云々山科神を官帳に附け四度幣に預らしむ四度幣始

公事根源、本朝十四年三善清行意見封事を上て祭祀を嚴にせむ事と

此に見えたり、月令

請ふて日國ハ民を以て天と云民ハ食を以て天と云と云時ハ民を安くと食

を足との道ハ水旱の沴勿らしむるに在り故に朝家毎年神祇官よして祈年

月次の祭を設立て嚴に齋肅を加へ遍く神祇に祈て其豐熟を乞ひ又其報賽

を致す其儀公卿辨官及百官と率て神祇官に至る神祇官社毎々各幣帛一奠

清酒一奠、饗餅一枝と棚上に設け或ハ左右馬寮に馬を奉る社あり爰に官祭

文と謂訖て祭物と諸社祝部と班ち其本社と奉らとむ祝部等各潔齋り持捧

て奉進るべきこと事なく皆坐脚の前として幣絹を懷し押入と梓柄を扱

棄て其餘を環り又菟酒を飲傾などして一入を祭物を持って官門を出る者な

り其神馬は都芳門外に止て市人みな之を買去るに至れり然らば祭る所の

神何れ其を敬祭給はむ既に其祭を敬坐さる時は豊饗を來すべき由なから

も望くハ諸國に勅して史生一人を差し祝部と率て其祭物を受け即本社に

奉て其祭禮と致さめむと申さき其言論悉く當時の經に中らざる者なし、本朝

文粹其言論以下參 是よりとぎ左大臣藤原思平に勅云々弘仁貞觀の式を取

取類聚三代格大要 捨て式を造らむ心延長五年延喜式五十卷を修て之を止る 日本紀畧 其神祇式

凡十卷又尤備弘仁貞觀延 天不諸國祭所天神地祇神祇官帳に載る者

三千一百三十二條 ○按天神地祇の總數元慶元年の條と粗符合ふを以て既

に三年梅宮祭を停り四年大和宗廟神三座官帳に預り本朝月令に延喜十一年

山科神二座官帳を附らるる事ある時は元慶以後増損ありし事著し姑附て考

ふ備 大社小社の別あり其幣數亦各異也 式に載るの神に於て官幣に預

ふと之を就て官社と云ひ又式内社と云ひ 參取續日本後紀 其他神と式

外社と云ふ 蓋神帳に制天平中に起る 出雲風土記 慶雲にハ神祇官記承

和は神祇官帳延喜に神名帳と云其實みな同じき也 續日本紀 凡四時諸

祭除外二月は鳴雷神大原野大官賣平岡の祭四月十一月は松尾平野露

神西御門御川本の祭六月十二月は御嶺下庭神大段忌庭火の祭九月は

は御座御門庭座座巫の祭十二月は鎮御魂齋戸祭あり月朔毎に忌火庭火祭

晦日御麻御贖祭を行ふ凡祭祀に大中小の差あり常祀の外事に從て祭る者

祈雨神祭八十五座名神祭二百八十五座出雲國造神壽詞を奏す祭其他露靈神

鎮鳴籠祭御籠御井産井等祭甚多にして記すに堪合せて之を臨時祭と云

大概其事煩瑣しく大寶令制に簡易なる及ぶ事あたはば 大祭以下參酌 凡中

祀前後の散齋日僧尼及重服の者内裏に參入ことを得ば致齋散齋日は

輕服と雖も入事を許さば凡穢惡の事觸て忌べき者人畜れ死生及肉を喫

ひ喪を吊ひ病を問ひ佛事預るが如きは事れ輕重に依て日數れ多少あり

唯宮城内一司穢ありと之が爲祭を停むる事を得ば官女懷妊者は散齋

に前日に宮を出し月事ある者祭日に前と退けて殿に上る事を得ざらしむ其

制甚嚴なり凡伊勢太神宮神嘗祭幣帛使は王五位已上卜食の者を充つ其年中

四度使は祭主之に供奉る若故ある時は神祇官並諸司官人及散位中臣氏五

位已上を用ふ祈年月次祭使參入の時大神官司卜部多氣河に祇候て解除を

行ひ朝使は先神郡の堺外に留め、ト食て後に入らぬ、時使は飯高郡下樋小河に至り、鈴聲を止め、三む王臣以下、ハ靴く幣帛を大神に奉る事を得、三后皇太子を奏聞して後、之を供ふ、凡二所太神宮預め、宮地二處を定め、二十年毎に新材を採て、正殿寶殿及外幣殿を造り、更に舊宮の神寶を新殿に遷し奉る、是に先て辨官史史生、官掌、神祇官及諸司主典、若くは女孺、雜工等七月一日より、神祇官西院よりして、神寶及調度を營造り、諸物備る時、使を遣して、之を太神宮に送る、此時預先、宮中を祓潔め、又中臣氏と京畿及近江伊勢並太神宮司に遣して、同しく祓潔しめ、其遣官使は、孟冬より始り、神宮七院及朝熊園相鴨田乃家、蚊野湯田、月夜見、草名伎、大間須麻、漏賣佐那、櫛田十二社を造る、其使の供給又丁匠役夫の糧食ハ、神税を用ひ、神税足ざれば、正税を用ふ、自餘諸社ハ、町司之を修理む、其宮材を伐り、心柱採むる時は、山口を祭り、船代を造り、雜器を造り、心柱と豎殿地を築く、又皆祭を行ふ、其神寶祭物の色目及福宜内人の明

衣に至るまで、蓋延曆の制に依て改事なし、蓋以下據延曆儀式帳 凡神田四十六町一

段、大和宇陀郡伊賀伊賀郡各二町、伊勢桑名各給鹿兩郡各一町、其度會郡五町四

段は郡司の管種をめて、大神宮三時祭度會、官朝夕の神饌を供へ、伊勢度會多

氣飯野三神郡及飯高三十壹志二十安濃三十鈴鹿十河曲三十桑名五大郡大

和伊賀志摩尾張參河遠江等の神ト三百五十三戸、調庸雜物のハ、神官司檢領て

神用に供ふ、三神郡の校班、損不堪何及計帳、疫死等ハ、政は官司國宰共之を行

ひ、其雜務を行ふ者は、度會郡宇治郷を始とす、國司は先名簿を移し、ト食て政

に従ふ、若朝使來らば、先神郡界外に留て、ト食て後に入しめ、ト合ざる者は、界

外に事を行はしむ、二所神宮、椋餉御馬各二匹、幣馬ハ内を簡へ、常之養はしめ、其餘は皆神牧に放しむ、其飼丁凡七八人、凡諸國神社は、被に隨て之を修め、其四至内樹木を伐り、死人を埋へ、事を得老、諸神の名神官社等に預る者は、官符を待て、神祇官内印を請て、更に其國に下す、祈年、月次神今食、新嘗祭ハ楯板置

座は五畿諸國の神戸百姓をして進らしめ年中御卜波加木皮大和有封社より奉り其龜甲は紀伊阿波土佐之を造り齋王野官料の龜甲ハ神祇官之と進む凡神戸調庸ハ祭祀修造及供神の調度と充て田租ハ貯て神稅とぞ神稅交易雜物並伊勢神三郡浪人の調庸は神祇官檢校其司其出納と掌る神戸百姓は輒く得度ず是事を得て諸國神稅調庸帳神戸計帳祝部名帳ハ毎年勘造て神祇官に送り官計會て即返抄を付く其他法制悉く備らざる事なと法制の備る事既に此れ如しと雖も天下諸國正稅公廩を分て佛寺の用と供る者二百六十四萬千八百餘束に及ぶ神祇の祭と供る者一萬四千八百束に過ぎる時ハ當時の政知るべきのみ延喜式此後記載既闕て其詳なる事得て考ふべからざと雖も家乘日録稍徴とするに足れり唯神道大に衰へ人心頼む所なきに乘る僧徒其妄說を唱へ陰陽家又從る方忌災祥を言ふ時は公卿殿上人より庶人に至るまで人みな平弱女の如くにして新經精進の至ざる事を憂ふ

是以朝廷行ふ所ハ神事も水旱疾疫あれば必だ幣を神祇に奉り地震兵革とば必だ使を遣して之を祈り給ふのみよとて遠天皇命ハ神祇の威靈を被りて荒振者を討罰給ひ百姓を惠み治る事を本とて神を和め祭れる道とハ甚異なりき故種々の物忌ども出來るまじく忌穢と云事のみ拘泥て朝廷の大祭を廢め給ひ公卿諸臣を障と申して祈年新嘗の祭に預る者なきに至れり於是神祇も又崇咎を示し給ひ災異漸起り盜賊の患是より滋し參取日本紀畧扶桑畧記西宮紀本朝世紀大意朱雀院天皇承平四年海賊の御祈に依て幣を諸社に奉り又山陽南海十國十八所の神に臨時幣帛使を奉りき扶桑畧記裏書天慶元年新嘗會に中院期を過る御湯を供へ大膳大炊左馬等所司平野祭供奉を關し依る並に過狀を進らとむ然れども此後其弊終る止まざ本朝世紀二年群賊東西に起り平將門藤原純友等叛奉りとかば朝廷使を伊勢石清水松尾平野大原野稻荷春日大神住吉等諸社及東海東山諸道明神の社に遣して臨時幣帛を奉り日本

紀略、扶桑略記、朝  
廷以下本朝世記、三年春勅し、五畿七道名神の神位一階を増て其極位の神

は封戸を寄奉る事と祈り、本朝世記、國太曆延文五年、源平盛衰記、參議伴保平を以て幣を伊勢

太神宮に奉らしめ、之を將門終に誅なば、秋又幣を石清水賀茂上下社に捧

て、南海賊を平くする事を祈り、之を即純友を又首を授たりき、伊勢公卿勅使、例、本朝世記、西

宮記、日、五年石清水臨時祭、を修め、本朝世記、扶桑略記、帝王編年記、賀茂社之行幸を、東遊走馬

と祇園社に奉る、皆其報賽也、日本紀略、夏山科祭左馬寮官人、或は穢或は病と稱

ふを以て、右馬寮を以て仕奉らしめ、賀茂齋院の御禊に、院長官藤原成國病あり

と云を以て、大藏少輔藤原敏生を其代とせ、又病あり由を奏せ、即兵庫頭平齊

章を改定め、之を傷胎穢ありき、依て大膳大夫橋公彦を以て之を仕奉らしむ

本朝七年、是よりとき大政官符を太宰府に下りて、管國島の神名帳を寫し進

るべき由を仰す、且に多く年月を送て、之を上らざ、是に至りて勅し、けらく管國

島神名帳悉く朽損て、據勘之難き事あり、宜しく管國島を仰せて、注進らしむ

べきを、今に猶進めざる、府司國宰に綴念也、國宜しく承知、件諸神位記案並

神名帳等、早速進上せよ、若其本位記散逸、叙位年月詳ならざる者、具注書上し

て、重て念ふ事を得ざれば、詔ひき、尋て筑後國司吉志宿禰公忠其國の神名帳を進

め、且奏さく、案内を檢ふに、高良玉垂命神豐比咩命神、並二前御位記、遠國底

に納て、後代の鏡じす、且に足り、仍て詳に叙日を記し、兼て位記を寫し進上

る事件の如し、但其他諸神に至れば、或は國司商量て、借位を授奉り、或は位記

紛失、之を叙日を知らざるの類、唯富階及神名を記して奉る、筑後國神名帳

凡諸國皆神名帳あり、各國內の神名位記を記し、官知末官知の別あり、猶式内

式外と云ふが如し、參、和泉尾張參河駿河伊豆美濃上野、國司任に赴く時、

國帳に載る所の諸社に巡り詣つ、之を國司神拜と云ふ、參、取今昔物語、袋草子、

長明無名、又月朔毎に幣帛を班し、禮を行ふ、之を朔幣といふ、參、取、日本

中右記、兼、盛集、例式、今昔物語、鹿島社、紀、引、淡路國

文書、吉田社文書、此後天下諸國各式内の神一社を崇め、一宮とせ、又二

村上天皇

宮三宮四宮等の稱あり、參取今昔物語、金葉集、古今著聞集、中右記、源平盛衰記、東鑑、皇相記、村上天皇天曆元年

民間祠を北野に建てて右大臣菅原道真の靈を祭り、天滿天神と云ふ、元亨釋書、北野緣起

初道真字多院の仕奉り大に天下の政を正さけるが、藤原時平藤原菅根藤原

清貫平希世等が醜に遇て太宰権帥と貶さるる故太宰府に至り祭文を作て

冤を天に訴へ其靈奮激て遂に神となり大に威靈を顯さるる、政事要略、扶桑略、大鏡、大平記、在

初緣起、祭文以下、爰に迅雷風雨災旱屢起り宮中亦恠あり、西宮記、扶桑略記、時

平及諸子相繼て皆没せ、菅根清貫希世等又雷に爲に震死さかば世人之を道

真の崇也と申しき、十訓抄、感管抄、皇代記、色葉字類抄、然れども時平の子顯忠深く威靈を恐て

毎夜北野天神を祈りさかば其禍を免れ弟忠平の筑紫の書通ハし、感慰に

交りしが子孫世々攝政關白たり、十訓抄、北野緣起其神驗威靈此の如くなるを以て

人みな貴賤となく崇奉り、元亨釋書、北野緣起朝廷にも祭禮を設け二十二社の列を預

らしめしより、郡國にも又社を建て像を畫て之を祭りき、公事根源、二十二社注式、菅原傳記、

年春祈年祭年來懈怠多きを以て如在の禮を致さべく制給ひ、冬新嘗祭に忌

の外、諸卿觸穢と申して悉らざる者を責問ひ、掃部大膳等供具を怠るの過状を

奉らしめき、日本紀略天德四年秋、禁中火あり、内侍所災に罹れ、因て左近衛中將

源重光とて寶器を求しむるに、神鏡三面を得たり、一所は徑八寸許、頭に小

瑕ありども、圓規並帶損ハれど、甚分明に御坐き、即伊勢太神也、一所ハ長六寸

許、眞形損ふ事なく、一所ハ己に破損ハれき、是ハ紀伊國大神也、釋日本紀引村上

畧、扶桑畧記、帝王編年、並に大藏省韓櫃三合に納て、縫殿寮高殿に安置奉る、日本紀

紀畧、扶桑畧記、此後寛弘長久の災に罹て、神鏡遂に矢給ひき、日本紀畧、神

代に御鏡を改造給ひとより、歴世敬齋奉る事九百餘年と云て、始て此災あり

嗚呼又天地の至變也、參取古語拾遺、扶桑畧記、神皇正統記、是時に當て、藤原氏世々外戚の勢を

假て攝關の權を専らよせしうば、朝政又是より衰ふ、大鏡、榮華物語、古今著聞集、園融院天皇

天祿二年攝政伊尹始めて賀茂詣を行ひ、日本紀畧、公事根源、一條院天皇位に即給ふに

園融天皇  
一條天皇

及て吉田祭を始め、年中永祿元年春日社に行幸と、正暦四年大原野社に行幸

し給ふ、皆藤原氏の氏神也。日本紀略、一代保二年醍醐院皇后と皇太后とと

大鏡中宮と皇后とし、女御を立てて中宮とす。日本紀略、權是よりさき藤原行成

奏とく、東三條院皇太后宮中宮並に藤氏なまじとて出家と給ふを以て、氏祀を

勤む事なく、職納の物徒と私用と資くふのみ度との變怪ハ神事の違例に

在りとト合ふ也、又此故也、況や當時二后今其一を加へて、神事を勤まれば、何

事かあらむ我朝は神國なれば、神事を先とすべし、左大臣道長氏長者なふと

以て其祭を闕怠らざと雖も、大原野祭ハ后宮御祈れ爲なると、二后神事を勤

給はば、恐らくは神明ハ本意にあらざ、故妃を立て后ととて、氏祭を掌らとめ

給へと奏とさき、權蓋其言と從ふ也、寛弘二年冬、内侍所神鏡災と罹れふを以て、

參議藤原行成を遣ひて、宸筆宣命を伊勢大神宮に奉らとせ、法成寺攝政記、小

畧、帝王編年記、伊宸筆の宣命此に始ふ。帝王編年記、是歲中宮大原野社に行啓

勢公卿勅使例、古今著聞集

三條天皇

し給ふ、左大臣以下、近衛中將諸衛佐、舞人十人、左右京六府供奉、走馬之に仕奉

り、日本中宮御輿、後と從ふ者、騎馬女十四人、絲毛車二兩、金造車二兩、檳榔毛

三兩、節車十兩、編車二兩、其儀天子行幸の如くにとて、甚盛なりき、三條院天皇

長和元年賀茂齋院の御禊に至ては、卿相觸穢を申とて、出車と奉ら者少く、美

濃播磨袂祭料を奉らとせ、其車僅に四兩と過ざりとが、左大臣道長石清水詣と

る時自ら唐車と乗り前驅、は唐車檳榔毛車等數兩あり、舞人陪從尤華美を

極む、中宮大夫道綱皇太后大夫俊賢侍從中納言行成等が如き、其他大將諸衛

督、文武諸臣みな其前驅後乘と備ふ、其比叡山と登る時は、卿相を率て騎馬に

して、其社前を過るが如きの不法無禮尤甚と、其權を恣よとふに及て、天皇の

廢位を謀ふ時ハ、天皇を安らとせ思とて、神祇に訴坐とらとせ、終に皇位と去給

ひき、後一條院天皇寛仁元年十月、幣帛神寶を天下諸神に奉ら、其飾劍二柄を

誤て鹿島香取及園韓神の料とせ、終に之を石清水社に奉ら、或は神寶なき社

後一條天皇

の宣命し奉る由を記し宇佐石清水姫大神に神寶闕乏に依り新に二具を造  
るの類神事の遠例又極て多し小右是月天皇石清水社に幸て神封百戸を

寄奉り日本紀略尋て備中の御封二十五戸を神供料とし播磨阿波土佐の御封

を修理料に充給ひ小右其後愛宕郡を以て賀茂上下の社に充奉る事を祈る

時公卿議奏せけらく此郡は皇城及平野吉田天滿宮の神社あり且野宮北

野悠紀主基等の地は萬代相傳の處にして一人自由の地にあらず水室は百

王に供奉る物なれば是又一時に改め難し仍南は皇城北大路東は郡界西は

大宮東大路北は郡界を限り又水室を除て二社に分寄し分るべしと云ふを

以て賀茂社に行幸して郡邑を加奉り小右萬壽二年華山院の皇孫

源朝臣延信を以て神祇伯とす尊卑是より後子孫世々相承る其職を襲く卑

分脈帝王編因て又其家と呼て伯家と云ふ伯家五明年祭主大中臣輔親をし

御病を神祇官に祈らしめ給ひ又招魂祭を行はる小右長元四年秋齋宮頭

藤原相通を伊豆に流し妻を隱岐に流さる初伊勢神宮六月祭日祭主輔親及

官司等仕奉る時忽に雷電大雨天地震動つる間齋王神カミ憑て我は皇大神宮

第一の別宮荒祭宮也アラヒノミヤ今大神の勅に依り宣給ふぞ察頭相通夫婦年來狂言を

構へて我夫婦には二所大神翔付給へり男女子等には荒祭高宮女房カミミヤの五

所別宮の付給へり奇異の事を唱ふるは神明に奉爲に帝王の奉爲と

不忠無禮也又神事の遠例幣帛疎薄として古昔の如くならざるは深く

咎むべからざと雖も神を敬はざる也抑伊智守源光清官舎納稻を刈取り神

民を殺せし後三年に及て配流に行はれれば公家の懈怠也帝王と吾と相交

る事縁の如く公家を護るの外他念なし今上神を敬給はざると皇神事を

勤る事あらむ王運歴數の長短は降誕に始に定れり彼相通等を早く配流の處

べと詔ひ詔る齋王神殿の神酒を聞食給ふ事凡數十杯に及給ひき即大内

人等をし相通等を御門の外に追渡さ其由を奏すに朝廷にも深く驚き坐



て夜々内侍所を拜奉り給ひ、參取小右記、左經記、大使を伊勢に遣し、之を祈

奉らしむ、日本紀畧、小右記、尋々出雲守橘俊孝と佐渡の流す、杵築社の神教と偽り

申とに依る也、百鍊、秋上東門院八幡住吉社に詣給ふ、其扈從上下狩衣に裝束、

各折花唐綾羅文織物を裝ひ、上達部毛履を着き、金銀を莊嚴とと、其美麗いふ

べからざ、小右記、是よりさき八幡賀茂春日大原野の行幸行啓まどく盛に志す、

藤原氏又賀茂春日詣を行ふ時ハ、無人陪從互に裝束を競ひ、風流を事とせし

より、此に至る華侈尤甚と云、參取日本紀畧、小右記、江家次第、八年、中官の爲に源經頼を賀

茂社に遣して、神服を奉り、又甲斐守頼經を鹿島香取社に遣して、神封十五戸

と分寄と、白玉と瑠璃壺を納奉りて、皇子に生坐む事を祈らむ、左經、後朱雀

院天皇長久元年秋大風に依て、豐受大神宮正殿及寶殿瑞垣悉顛倒き、橋と天

皇、伊勢に幸と給ひむと思て、其事を果と給はざるに、此變災ありとを歎き

給ひて、即幣使を發遣さむと、間に神教あるを以て、又幣使を停め深く恐

後朱雀天皇

後冷泉天皇

後三條天皇

み坐る、毎夜宸筆宣命と讀つ、御拜ありき、百鍊、既として内侍所神鏡又災よ

罹れを以て、人皆神威の衰ふ事悲しみき、百鍊、後冷泉院天

皇、康平四年、關白賴通、名據、公卿補任、賀茂詣を行ふ、殿上侍臣を以て、舞人とし、中納言

以下公卿を前驅たらむ、其儀行幸れ如し、人みな之を怪む、扶桑畧記、一條院

以來、朝憲稍弛み、後冷泉院の末華侈日甚しく、下吏の車を金を飾るに至りき、

後三條院天皇東宮にありし時、甚く之を憤り、其弊を革めむと思しき、續往

榮華物語、愚管、位に即に及て、終に藤原氏の政柄をとり、御みつかから政を志

らせ給ひ、榮華物語、愚管、延久元年、石清水行幸と、鳳輦を留め、見物車に金物

と別去しめ、かば賀茂行幸れ時、至て、金飾りし車一兩をあらざりき、今鏡

天皇かく嚴しく健として、世にたまを直す事と給ひ、榮花又深く神を

尊み奉りし故に、藤原實政左中辨を請申す時は、天照大神の神慮を請奉らむ

と詔ひ、其後伊勢宣命、朕位に即しより、僻事せざと書せ給へ、品を大江匡房

白河天皇

神は欺くべうらとと諫申されれば黙して止給ひき、今鏡、續古事談、其神を敬ひ給ふ

事此の如くなりしかど世を早く給へん故に佛氏の弊を除て神祇の典を

興すに及ばざりしかば實に中國の不幸也、參酌榮花物語、續古事談、續往生傳大意、白河院天皇承保

三年石清水賀茂社之行幸して毎年行幸の式日を定む、扶桑略記、永保元年春勅を

て曰俗淺瀆之及び曆辛酉を告ぐ咎微輕きよあらざ諸神よ冥助を仰り給は

何て一天の禍を讓はむ宜しく天下諸神に位一階を増奉るべしと宣ひき、革

勘文、源平盛衰記、此後永治建仁弘長弘和の如き皆革命の御祈に依り諸神に一階を

増奉りき、百鍊鈔、革曆勘文、源平盛衰記、國大曆諸社根源記、此天皇一日藏人藤原爲隆が奏事を聞て倦

給ひて御座を立むとし給ふ時祭主大中臣某謹天裁申請事と讀聞せ參らせ

ければ大神官に訴よなとて還り坐させ給ひよげり、續古事談、其御心を神事に留

め忽に給はざり者又見るべし然れども其佛法を好む事甚深かりし故

に延曆興福園城等僧徒輒すれば神威を假りて意の如く振まひき、參取元亨釋書

續古事談、扶桑略記、百鍊鈔、夏四月是よりとき日吉社踏歌の天津に民僧徒よ辱めらるる

を憤り之を延曆寺に訴ふ寺僧裁許なかりしかば其民又園城寺に告ぐ寺僧

汝日吉を去り新宮の所課に供奉らば汝が爲に怨を報へむと申しき此に至

て數百人を率て比叡祭使を停て祭を新宮に移さむ延曆寺又兵數千を發

きて園城寺を攻む六月使を遣して比叡祭を修しむるに園城寺僧又官使を

追却さき、扶桑略記、爰に延曆寺僧數千人園城寺を攻て火を放ちたるに寺塔悉燒

て新羅明神も又災に罹りき、扶桑略記、百鍊鈔、新宮新羅明神は皆僧圓珍創むる所に

園城寺の神也、天台座主記、敵岳要記、元亨釋書、寺德集、八月使を遣さ幣を日吉社に奉て僧徒の戰

を告ぐ延曆寺僧徒勅使を敵兵と見誤り出拒て矢を射る事雨の如くなりし

らば勅使狼狽て逃還りしを時人みな笑ひき其横暴にまゝ朝廷を侮ふ事大

抵此の如し、扶桑略記、二年熊野山大衆三百餘人新宮那智の神輿を昇て京師に入

て尾旅官人其徒を殺せる事を訴ふ、扶桑略記、帝王編年記、僧徒神輿を昇て事を訴ふ

堀河天皇

事此と始る堀河院天皇寛治七年興福寺僧徒數千人春日神人を率て鉾神木  
 を捧げ鈴鏡を持ち近江守高階爲家が瀬生郡市莊神人を侵掠る事を訴ふ扶桑  
 略記百 此時と當て興福寺は春日神木を捧げ延曆寺は日吉祇園の神輿を昇  
 る事を京師に訴へ意の如くならざれば神輿を棄去る朝廷又之を如何とせ  
 する事あはば是是以僧徒まどく放恣とて強訴紛紜止事なかりき中右記  
 大事並に佛事志と詳也是よりとて四年春賀茂神教を以て毎日の神饌を備  
 へ秋天皇夢と神祝不足の神宣あるを以て不輪田六百餘町を奉り又御厨と  
 諸國に分置とて時人譏て國の亡むとて時政を神に聽也と申しき中右記  
 八年伊勢道宮催使を伊豫と下と事と止む國司泰仲神拜以前其妨ありと奏  
 すと依る也中右記 康和二年國司京關と出る者幣と道神と奉て途中の平安を  
 祈り國に就て神拜と致その後吉日と擇り池溝官舎と治め交替の政とべく  
 制給ひき中右記 蓋國司任に往り部内諸社の神拜を行ふ者由り起る所久と雖

中世以來稍其禮を忘るるを以て此制あり參取今昔物語 夏宮主神祇少祐  
 中右記大意  
 卜部宿禰兼良に勅して御卜に時式外の神と卜問の例を問はむ兼良奏と  
 く式に載ざる神御卜に合ふの承前の例也近く延久二年冬越後春日布河  
 神陸奥鹽竈鳥海神六年夏陸奥浮島鹽竈鳥海三社承保二年冬紀伊小野社承  
 曆四年丹後須岐社阿波白鳥社如き皆式外と雖も御卜に合へり縱令御卜  
 と合ざるも式に載せざる神社を注する占ふ事又常例也と奏とき五年神祇  
 官奏とく嘉保三年に宣旨を按ふるに五畿七道諸國神社破壊ある毎に修造  
 を加ふべき近代以降多く破壊あるは是國司及社司等れ怠なり五畿内神  
 社は使を遣て其全破る者を注し七道大神賢に預る社に國司等に下知と  
 て早く修理を加へ舊基に復さめよ若官符到來の後百日内國司法に如  
 くせざらむ者ハ重料と處せむと勅ひき南海諸國大小神社破壊て顛倒に  
 至らむとて故五畿内例に因て其全破る者ハ修補を致し拒捍れ輩は言上

神祇志 卷之三 八

を経て天裁と請べく宣言を下し使を遣は給へと奏をまに制給ひ尋て使  
を遣はて實檢せしむるは修補する者萬の一にきて破損ふ者十に九也今一道  
を以て之を推に諸國を又同からむ願はくば先例に准て使を遣は國々の神  
社と實檢せしめば神の爲に誠ありと國を鎮むる計ならむと奏す即勅  
て之に従ふ朝野群載嘉承元年賀茂別當の東西寶殿災は罹るを以て使を遣は幣  
を奉り三日廢朝を行ふ初諸道に下して之を議せしむるに各漢土の故事を  
引て論らひき或云魯成公三年新宮災に三日哭きたり公羊傳に云く禮也禮  
記云其先人の室を焚く時は三日哭す唐令に五禁四瀆場類事ハ事を視  
ざる事三日など見えて天祠靈社の災ありし事見えざれども別雷社ハ一天  
鎮守の祠四海尊嚴の初なれば灰燼の災にハ宜く宗廟の例に依て廢朝ある  
へと或云國家の崇敬奉事大祖廟社を除くは外本社に並ぶものなく且案  
上官曆に預り中祀より列り齋院を置き公卿使を立て祭日廢務あり況や儀制

鳥羽天皇

令に二等以上は親外祖父母大臣及百官三位以上の喪に事を視ざるの文あ  
るをや其嚴重謹慎何てか臣下の喪も同じくらむ須く三日廢朝あるべしと奏  
しき因て勅きて音奏警蹕を停む永昌記此御世に太政大臣信長を以て大神宮  
上卿とて伊勢神宮に文書訴訟を評議する事を掌らむ此後議を定むる毎  
に沐浴解除して穢惡の事を忌む尤嚴なり凡太神宮上卿を置事此に始る玉海  
安元元年鳥羽院天皇天永三年十月川合社廻廊災あり下社氏人等火を救ひ火穢  
ふ觸る時ハ相嘗祭を行はるべきや否を議せしむるに公卿決むる事あたハ  
ど上下社司を召問に齋院の相嘗に齋王月の障あれば中卯日を用ふれども  
本社相嘗延引の例なく四月祭は穢ある時ハ供祭の例あり故今之に准て相  
嘗を行はるべしと云ふ藤原宗忠謂らく此説に因て文德實錄を考ふるに齋衡  
元年穢に依て祭を停め山城國供へ奉る事常に如し其所謂穢と云ハ死人ある  
を云り康和二年下社穢ありしに依て彼例に依る時ハ今又此に従ふべし明法

博士等曰、氏人本社に至ると、本社の穢にあらず式に失火に觸者、七日を忌  
の制あり、今社司氏人残りなく川合社に趣き火穢に觸るを以て、神事ニ供奉  
るべしと宜しく上の社氏人とて、相嘗を勤めむべしと奏と、社司上下社  
の作法各別に於て、氏人異なるが上に、古今其例なきと云を以て、神祇官陰陽寮  
にトはしめて上下齋院相嘗中卯日を用ふる事を定め、即幣を賀茂社ニ奉て  
其狀を謝申と志む中右延喜より後、公卿樞紳見る所慮る所、大抵觸穢方忌れ  
事ニ過ぎぬ時ハ、朝政の振はざる又宜ざる哉、白河法皇政を院中に知ると及  
て屢營造と事とし、其費甚多く、諸國神社の修理朝廷之を備ふる事あたはざ  
受領重任の功を慕て、僅に其用ニ充しめ、參取中右記、百鍊  
鈔、神皇正統記、神厨を除くの外、佛  
事の爲ニ殺生禁斷の制を嚴よせらる、今録、百鍊鈔、故諸社の封戸神物の辨濟なき  
と以て、神事の違例頗多し、參取中右  
記、大憲元永二年上野奏とく、近者關白藤原氏の  
莊園五千町及べり、故留茂齋院禊祭料の紅花を辨備ふる事あはざ、即勅

して之を停められしりと、伊賀國ハ春日社領と収て、法皇の用途ニ充給ひき  
中右是よりさき太宰府管内神人ハ徒蜂起して群盜相亂り、放火殺害勝て計  
ふべし、因幡守宗成、姓本國司よりし時、目代をし、其神拜を攝行はしむ、其後九  
年ハ間身未だ國に就ざるを以て、始て一宮に詣て、臨時祭を行ふ、當時國司ハ  
政事を勤め、神拜を怠ること、既に此のこととし、大治中に、大和國司源重時姓  
尊卑古禮を復し、神拜を行て、國政を正とす意あり、故其神拜の時、山階寺僧之  
を妨げしかども、朝廷終に其罪を責る事なし、中右於是諸國神拜ハ禮蓋又衰  
ふ、參取中右  
記、大要然れども安藝守平清盛伊賀守源爲綱ハ如き、皆任國の神拜を行  
ひ、參取古事談、  
源平盛衰記、其後建武間に及て、猶其禮を行ふ者あり、難太平記、  
今川記十一月賀茂  
御祖社正殿及舍屋廿宇、災に罹るを以て、嘉承中上社の例に依り、三日の廢朝  
を行ひ、中右記、  
百鍊鈔、受領の功を慕て、假殿を造り、御體を渡奉りき、保安元年、淡路國

崇徳天皇

司先年宣旨に因り、賀茂毎日神供れ爲に生穂庄を神領せせらましに、官使國中  
 中新立の莊園を停め兼て神領を取るを以て神寶神殿の破損を致せりと奏  
 しき、中右記崇徳院天皇即位の冬、太宰府より勅し、神寶の勘文を勤め、神祭を謹  
 しみ、官舎の修造を致さしむ。朝野群載大治二年、神祇官八神殿焼く、諸卿議奏しけ  
 らく、神祇官ハ天神地祇を禮祭ひ、宗廟社稷を崇むるの初なる時は、今此災に  
 當り、宜しく廢朝を行ふべし、八神殿神祇官共に忌方なれば、明年之を造り、明  
 年又忌方より當らば、其期より臨て、方違を行ふべし、然れども八神殿を造らば、空  
 しく日月を送る事、其恐まなきにあらざ、伊勢正遷宮及諸社造宮は、忌方に拘  
 いらざるの例に因り、造らるべしと奏す、即其議に従て、月次、神今食、祈年祭を  
 中院へ行はしむ、夏、祈年月次祭の幣帛ハ、延久ハ制符に依り、諸國雜掌に授け、  
 各其本社に送奉て、請文を進め、まむべく制給ふに、四年に至り、殺生禁斷の故  
 に、諸國月次祭の供神物と進らざる者あり、中右記蓋先王祈年祭と設り、年穀を

祈り、月次祭其報賽をなす、新嘗を以て新稻を獻ふば、天下百姓を平安ならん  
 むるハ御祭也、而のみならず、天皇は天下大中小天神地祇を敬拜奉りて、一日  
 も怠り給ふ事なす、其神を敬ふの禮、民を惠むの政尤備ふ、諸國令義解、延喜式、年中行事、秘傳  
引仁和御記、大意此に至り、朝政大にみだれ、諸祭又從て衰ふる時は、繁文方忌の未弊  
 と泥て、禮典を舉行ふ事あたはば、是以議者みな之を憂ふ、中右記、續本朝文粹初鳥羽院  
 位に即しより廿五年の間、天皇神祇官に幸し、神今食、新嘗、例幣祭を行ひ給  
 ふ事已に絶り、中右記保延元年秋、式部大輔藤原敦光其當時の弊政を論て云、  
 凡二月祈年祭、六月十二月月次祭、神今食、九月神嘗祭、十一月新嘗會は、朝廷の  
 重事なるに、僅に其祭を行ふのみとして、其禮漸薄し、中に就て神今食ハ、天皇  
 中和院を幸と、神嘗祭にハ、大極殿より幸し給ひ、威儀よく棟より自ら神心と感  
 ずるに足り、而るに今其祭衰へて、恆規を失へり、宜しく事式に従て、舉行  
 するべし、且諸國大小神社、破壊るれども、修理を加ふる事なく、國宰祭祀の場

臨まじ社司修治を致さじ家譜ならざる者に社務を知らむるを以て人皆  
 謹慎齋肅の禮を盡そ者なむ去年風水の難あり今年飢饉の禍あるも又此故  
 也本朝權大納言藤原實行思ひらく我朝は神國也故敬神を先とし如在を  
 禮とすべし皇居程遠とじて行幸あらじハ公事曰と絶て神事ハ恐なきも非  
 ぞ且絶を繼ぎ廢を興じハ聖代の嘉楨なれば徒歩の儀を改て騎馬の例を興  
 じ事いかてり神慮に叶はざらむ抑里亭より八省に行幸と給ふも騎馬な  
 時ハ其儀と據るべし朝野群載○按公卿補任實行天承元年十二月中納言  
り權大納言となり久安五年七月右大臣と任さるる之ハ  
因て之を考ふるに朝野群載紀號と記さずと雖も其官位及事實を推  
そに此奏言疑らくと此時の事ならむ故今是處と聚て以て考ふ備ふ内大臣  
 藤原宗忠又奏とく太神官恆例神事及諸社供神物ハ不法ハ並に例は従之  
 を行ひ諸國宰吏往古ハ神領を停めて新に權門勢家の莊を立て神封と進ら  
 ざるより神社の破を致すの弊を禁め二季神今食九月例幣新嘗の行幸は必  
 老之を行ひ社司ハ氏人を稱して他人異姓を停め給へと奏とす中右近衛院

近衛天皇

天皇久安元年制して月次神今食ハ供神物を先規に復し尋て權大納言藤原  
 實行等と制して諸社祭儀幣物みな舊典に違ふ事莫らしむ蓋宗忠教光等の  
 言に從ふ也百鍊抄參取中右記然れども此時大嘗會齋月は佛事を行ひ神今食  
 の前齋に法成寺八講を修め伊勢奉幣の前齋に七寶塔の供養を行ふが如き  
 時人竊に之を譏ふ台朝廷已に神事を疎畧とすふ時は公卿又之に習ひ諸國  
 又之を怠る本朝世紀四年冬吉田祭ハ使右近衛將監高階爲康病を稱して祭  
 に預らじ舞人陪從月場と參る僅に歌笛を奏と本朝仁平元年祈年祭ハ近江  
 國猪を狩つともを得と申して調布八端に代る之を備奉りき台而して僧  
 徒神祇と既て既に佛法を弘め人心を傾け或は祠官を退け自ら社務を行  
 ひ或は末寺領と稱し神封を掠め其私を謀れども朝廷之を糾正給ふ事あたは  
 じ參酌元亨釋書扶桑略記百鍊抄本朝世紀台記大嘗會政藤原忠通等私に社を寺中と設け盛ふ其  
 祭を行ふ名けり總社祭と云ふ城南寺法性寺蓮華王院の祭尤著本朝世紀  
台記百鍊

鈔、此後諸國、府又總社を建つ、參取東鑑、常陸府中納社文書、式藏總社傳記、蓋朝綱大に弛み、國司政

に怠るゝ及て事務の煩々堪ざる者あり、即國內諸神を此に祭て、以て神拜奉

解の便に備ふる也、辨中右記、百鍊鈔、東鑑等大意、〇按河内志、古昔總社を國

を此に修む、其儀京師神祇官の如しとあるは、據ありて云る事にあらず、延喜式新年

祭條に、國司祭神二千三百九十五座、國司長官以下、例に准て、散齋三日、致齋一

日の後、共に會集て之を祭る、其班幣の儀と、神祇官に准、三年詔ふる所と社

壇を設け、家々漢禮を行ふ事を停む、百鍊、然れども是より淫祠日に多くし

る大社の祭稍衰ふ、百鍊鈔、山、久壽三年、伊豫新國司に勅し、曰、國を治るの要

は、祭事を先とす、極例式日を守り、如在の禮莫を致さず、首途以前宜しく神寶勤

文を進上り、而して後、農桑の政事に及ぶべしと仰せ給ひき、蓋舊制を修る也

兵範記、蓋字以下、推朝野拜禮、初、鳥羽法皇深く熊野神を敬ひ給ひ、其社之幸を事、前後凡二

十一度、續社、二年に至りて、御所を給ふ時、神巫女を託て、明年の秋、法皇崩り給は

む、其後世の中手の裏を覆さる如くならむと教給ひき、保元物語、後果し

保元平治の亂ありしかば、神祇の禮典、又益衰ふ、百鍊鈔、大意



神祇志料卷之三終

○三之卷正誤

- 二張右 遷當作遷 ○同左 勳當作勳 ○同張右 官當作官 ○同四 斛當作解 ○四
- 右十 一行い當作は ○同左 を當作と ○六張右 俟當作候 ○七張右 栗當作栗 ○八張
- 行 送當作送 ○九張左 言當作言 ○十張右 め當作む ○十二張 主上脱神 ○十五
- 行 二奉,下脱送 ○十五張右 九當作元 ○同七 再興せらるる當削 ○十七張 裏當作裏
- 同九 實當作實 ○一行 祇上脱神 ○十八張 羹當作羹 ○廿三張 記當作小 ○同
- 行 矢當作矢 ○廿四張 分る分當作奉 ○廿六張 禍當作禍 ○廿七張 祝當作祝 ○
- 右二行 間當作間 ○同左 當當作雷 ○卅一張 院を當作よ ○同左 水當作水 ○
- 同左十 利當作補

